

【表紙】

【提出書類】 四半期報告書

【根拠条文】 金融商品取引法第24条の4の7第1項

【提出先】 関東財務局長

【提出日】 平成22年2月12日

【四半期会計期間】 第84期第3四半期(自平成21年10月1日至平成21年12月31日)

【会社名】 電気興業株式会社

【英訳名】 DENKI KOGYO CO.,LTD.

【代表者の役職氏名】 代表取締役社長 進藤 秀一

【本店の所在の場所】 東京都千代田区丸の内三丁目3番1号

【電話番号】 03 - 3216 - 1671(大代表)

【事務連絡者氏名】 執行役員経理部長 蛭田 涉

【最寄りの連絡場所】 東京都千代田区丸の内三丁目3番1号

【電話番号】 03 - 3216 - 1671(大代表)

【事務連絡者氏名】 執行役員経理部長 蛭田 涉

【縦覧に供する場所】 電気興業株式会社大阪支店
(吹田市豊津町2番30号)

電気興業株式会社名古屋支店
(名古屋市東区東桜一丁目4番13号)

電気興業株式会社東京支店
(ふじみ野市西鶴ヶ岡一丁目1番1号)

株式会社東京証券取引所
(東京都中央区日本橋兜町2番1号)

第一部 【企業情報】

第1 【企業の概況】

1 【主要な経営指標等の推移】

連結経営指標等

回次	第83期 前第3四半期 連結累計期間	第84期 当第3四半期 連結累計期間	第83期 前第3四半期 連結会計期間	第84期 当第3四半期 連結会計期間	第83期
会計期間	自 平成20年 4月1日 至 平成20年 12月31日	自 平成21年 4月1日 至 平成21年 12月31日	自 平成20年 10月1日 至 平成20年 12月31日	自 平成21年 10月1日 至 平成21年 12月31日	自 平成20年 4月1日 至 平成21年 3月31日
売上高 (百万円)	40,717	33,238	13,589	14,506	57,281
経常利益 (百万円)	4,143	3,135	1,534	1,998	5,192
四半期(当期)純利益 (百万円)	2,321	1,797	875	1,209	2,163
純資産額 (百万円)			36,119	35,978	35,494
総資産額 (百万円)			63,390	60,987	60,634
1株当たり純資産額 (円)			516.20	516.95	508.90
1株当たり四半期(当期)純利益 (円)	33.97	26.32	12.82	17.70	31.66
潜在株式調整後 1株当たり四半期(当期)純利益 (円)					
自己資本比率 (%)			55.6	57.9	57.3
営業活動による キャッシュ・フロー (百万円)	1,608	3,086			3,921
投資活動による キャッシュ・フロー (百万円)	1,137	1,373			1,356
財務活動による キャッシュ・フロー (百万円)	1,377	685			2,332
現金及び現金同等物の 四半期末(期末)残高 (百万円)			19,451	21,435	20,471
従業員数 (人)			1,201	1,196	1,176

(注) 1 当社は四半期連結財務諸表を作成しているため、提出会社の主要な経営指標等の推移については記載しておりません。

2 売上高には、消費税等は含まれておりません。

3 潜在株式調整後1株当たり四半期(当期)純利益については、潜在株式がないため記載しておりません。

2 【事業の内容】

当第3四半期連結会計期間において、当グループ（当社及び当社の関係会社）において営まれている事業の内容に重要な変更はありません。

また、主要な関係会社についても異動はありません。

3 【関係会社の状況】

当第3四半期連結会計期間において、重要な関係会社の異動はありません。

4 【従業員の状況】

(1) 連結会社における状況

平成21年12月31日現在

従業員数(人)	1,196 (89)
---------	---------------

(注) 従業員数は就業人員であり、臨時従業員数は()内に当第3四半期連結会計期間の平均人員を外書で記載しております。

(2) 提出会社の状況

平成21年12月31日現在

従業員数(人)	629 (62)
---------	-------------

(注) 従業員数は就業人員であり、臨時従業員数は()内に当第3四半期会計期間の平均人員を外書で記載しております。

第2 【事業の状況】

1 【生産、受注及び販売の状況】

(1) 生産実績

当第3四半期連結会計期間における生産実績を事業の種類別セグメントごとに示すと、次のとおりであります。

事業の種類別セグメントの名称	生産高(百万円)	前年同四半期比(%)
電気通信関連事業	4,708	17.1
高周波関連事業	1,611	47.0
合計	6,320	27.5

- (注) 1 金額は販売価格によっており、セグメント間の取引については相殺消去しております。
2 上記の金額には、消費税等は含まれておりません。
3 電気通信関連事業のうち、工事に係わる生産実績を定義することが困難であるため、上記生産実績から除いて表示しております。

(2) 受注実績

当第3四半期連結会計期間における受注実績を事業の種類別セグメントごとに示すと、次のとおりであります。

事業の種類別セグメントの名称	受注高(百万円)	前年同四半期比(%)	受注残高(百万円)	前年同四半期比(%)
電気通信関連事業	8,074	39.2	16,502	21.5
高周波関連事業	1,972	43.7	2,210	52.6
合計	10,047	31.4	18,713	27.2

- (注) 上記の金額には、消費税等は含まれておりません。

(3) 売上実績

当第3四半期連結会計期間における売上実績を事業の種類別セグメントごとに示すと、次のとおりであります。

事業の種類別セグメントの名称	売上高(百万円)	前年同四半期比(%)	
電気通信関連事業	工事	7,857	20.9
	設備・機材売上	4,760	5.2
	小計	12,617	9.5
高周波関連事業	1,887	8.6	
設備貸付事業	2	12.1	
合計	14,506	6.8	

- (注) 1 セグメント間の取引については相殺消去しております。
2 主な相手先別の売上実績及び当該売上実績の総売上実績に対する割合
前第3四半期連結会計期間 (株)エヌ・ティ・ティ・ドコモ 2,371百万円 17.5%
当第3四半期連結会計期間 (株)エヌ・ティ・ティ・ドコモ 1,658百万円 11.4%
3 上記の金額には、消費税等は含まれておりません。

なお、参考のため提出会社単独の事業の状況は次のとおりであります。(各事項の記載については消費税等抜きの金額を表示しております。)

電気通信施設部門

受注高、売上高、繰越高

期別	売上区分	前期繰越高 (百万円)	当期受注高 (百万円)	計 (百万円)	当期売上高 (百万円)	次期繰越高 (百万円)
前第3四半期累計期間 (自平成20年4月1日 至平成21年12月31日)	工事	9,116	15,224	24,341	12,865	11,475
	設備・ 機材売上	3,130	18,238	21,369	15,412	5,956
	計	12,247	33,462	45,710	28,278	17,432
当第3四半期累計期間 (自平成21年4月1日 至平成21年12月31日)	工事	9,212	14,540	23,753	14,441	9,311
	設備・ 機材売上	5,816	10,591	16,408	10,462	5,945
	計	15,029	25,132	40,161	24,904	15,257
前事業年度 (自平成20年4月1日 至平成21年3月31日)	工事	9,116	20,142	29,259	20,046	9,212
	設備・ 機材売上	3,130	22,246	25,377	19,560	5,816
	計	12,247	42,388	54,636	39,607	15,029

(注) 1 前事業年度以前に受注した物件で、契約の更改により受注金額に変更のあるものについては、当期受注高にその増減額を含んでおります。したがって、当期売上高にもかかる増減額が含まれております。

2 次期繰越高は(前期繰越高+当期受注高-当期売上高)に一致いたします。

受注高

期別	区分	官公庁(百万円)	民間(百万円)	合計(百万円)
前第3四半期会計期間 (自平成20年10月1日 至平成20年12月31日)	工事	645	4,206	4,851
	設備・機材売上	293	5,095	5,388
	計	938	9,301	10,240
当第3四半期会計期間 (自平成21年10月1日 至平成21年12月31日)	工事	672	2,840	3,513
	設備・機材売上	136	3,418	3,554
	計	808	6,259	7,068

売上高

期別	区分	官公庁(百万円)	民間(百万円)	合計(百万円)
前第3四半期会計期間 (自平成20年10月1日 至平成20年12月31日)	工事 (注)1	867	4,915	5,782
	設備・ 機材売上 (注)2	239	3,846	4,085
	計	1,106	8,761	9,868
当第3四半期会計期間 (自平成21年10月1日 至平成21年12月31日)	工事 (注)1	1,464	5,339	6,803
	設備・ 機材売上 (注)2	340	3,894	4,235
	計	1,804	9,234	11,039

(注) 1 完成工事高

2 製品売上高

3 売上高総額に対する割合が100分の10以上の相手先別の売上高及びその割合

前第3四半期会計期間 (株)エヌ・ティ・ティ・ドコモ 2,371百万円 24.0%

当第3四半期会計期間 (株)エヌ・ティ・ティ・ドコモ 1,658百万円 15.0%

手持高(平成21年12月31日現在)

区分	官公庁(百万円)	民間(百万円)	合計(百万円)
工事	1,380	7,931	9,311
設備・機材売上	890	5,054	5,945
計	2,271	12,985	15,257

高周波応用工業部門

受注実績

区分	前第3四半期会計期間 (自平成20年10月1日 至平成20年12月31日)		当第3四半期会計期間 (自平成21年10月1日 至平成21年12月31日)	
	受注高 (百万円)	受注残高 (百万円)	受注高 (百万円)	受注残高 (百万円)
高周波焼入受託加工	583		54	
高周波誘導加熱装置	377	4,035	1,301	2,167
計	961	4,035	1,356	2,167

(注) 受注品目が多岐にわたり、数量の表示は困難であるため記載しておりません。

売上実績

区分	前第3四半期会計期間 (自平成20年10月1日 至平成20年12月31日)		当第3四半期会計期間 (自平成21年10月1日 至平成21年12月31日)	
	金額(百万円)	構成比(%)	金額(百万円)	構成比(%)
高周波焼入受託加工	583	32.6	54	5.0
高周波誘導加熱装置	1,209	67.4	1,048	95.0
計	1,793	100	1,102	100

(注) 1 販売品目が多岐にわたり、数量の表示は困難であるため記載しておりません。

2 売上高総額に対する割合が100分の10以上の相手先別の売上高及びその割合

前第3四半期会計期間 豊田通商(株) 390百万円 21.8%

当第3四半期会計期間 豊田通商(株) 239百万円 21.8%

Shanghai GKN Drive Shaft Co.Ltd. 239百万円 21.7%

設備貸付部門

区分	前第3四半期会計期間 (自平成20年10月1日 至平成20年12月31日)		当第3四半期会計期間 (自平成21年10月1日 至平成21年12月31日)	
	金額(百万円)	構成比(%)	金額(百万円)	構成比(%)
各種設備賃貸収入	86	100	113	100

2 【事業等のリスク】

当第3四半期連結会計期間において、新たに発生した事業等のリスクはありません。
また、前事業年度の有価証券報告書に記載した事業等のリスクについて重要な変更はありません。

3 【経営上の重要な契約等】

当第3四半期連結会計期間において、経営上の重要な契約等はありません。

4 【財政状態、経営成績及びキャッシュ・フローの状況の分析】

文中の将来に関する事項は、本四半期報告書提出日現在において当グループ（当社及び連結子会社）が判断したものであります。

(1) 経営成績の分析

当第3四半期連結会計期間におけるわが国経済は、新興国を中心とした海外経済の回復による輸出の増加から生産が徐々に改善するなど、一部では持ち直しの傾向が見られます。しかし、企業収益の低迷は続いており、設備投資に関しても下げ止まりつつあるとはいえ、依然として低い水準であります。厳しい雇用環境、個人消費の低迷も継続しており、全体としては厳しい状況が続いております。

当グループの関係しております情報通信関連業界におきましては、移動通信関連分野では、移動通信事業者による基地局等の設備投資需要の減少傾向は継続しております。一方、放送関連分野では、地上波テレビ放送のデジタル化へ向けた設備投資が急ピッチで進められております。高周波応用機器業界におきましては、自動車関連業界において一部生産に回復の兆しが見られておりますが、依然として厳しい状態が続いております。また、情報通信関連業界・高周波応用機器業界ともに、価格競争が激化しており、受注環境は一層厳しいものとなっております。

このような情勢の中で、当第3四半期連結会計期間における当グループの受注高は、前年同期比31.4%減の100億4千7百万円となりましたが、売上高につきましては、前年同期比6.8%増の145億6百万円となりました。

利益の面では、営業利益は前年同期比28.7%増の19億4千9百万円、経常利益は前年同期比30.3%増の19億9千8百万円となり、四半期純利益につきましては、前年同期比38.1%増の12億9百万円となりました。

事業の種類別セグメントの業績は次のとおりであります。(ただし、各事業の売上高につきましては、セグメント間の内部売上高又は振替高を含んでおります。)

(電気通信関連事業)

電気通信関連事業につきましては、移動通信関連分野においては、移動通信事業者による通信品質向上のための設備投資需要が継続しておりますが、基地局需要全体としては、LTE等の次世代の投資に向けた需要との端境期であることから減少傾向にあります。鉄塔や工事に対する需要の縮小傾向は依然として継続しており、アンテナを中心とした製品の納品についても需要の減少傾向が明確になっております。地上デジタル放送関連分野においては、放送事業者によるデジタル放送視聴可能エリアの構築は山間部や離島にまで進んでおり、小規模の中継局が数多く建設されております。2011年7月に実施される完全デジタル化に向けて、中継局建設を始めとした設備投資需要は活況を呈しております。一方、いずれの分野においても、企業間の価格競争は激化しており、事業環境は厳しさを増しております。このような環境のもと、当事業分野ではWiMAX等の新しい設備投資需要の獲得にも積極的に取り組み、製造・販売一体となって受注・売上高の確保に向けて邁進し、積極的な営業活動と一層の原価低減活動を推進してまいりました。当第3四半期連結会計期間における業績は、地上デジタル放送における旺盛な需要もあり、結果として、売上高は151億9千1百万円で、前第3四半期連結会計期間に比べ17億9百万円(12.7%)の増収となり、営業利益につきましては17億9千8百万円で、前第3四半期連結会計期間に比べ3億7千2百万円(26.1%)の増益となりました。

(高周波関連事業)

高周波関連事業につきましては、昨年度に大きく落ち込んだ自動車関連業界等の事業環境は、在庫調整の進展や世界的な需要喚起策から生産に回復の兆しが見られております。しかし、設備投資需要については依然として低迷しており、当事業の主力であります高周波誘導加熱装置に対する需要も厳しい水準で推移いたしました。一方、熱処理受託加工については、自動車関連業界等の生産調整の一巡により需要の回復傾向が継続しております。しかしながら、当事業分野における受注環境は、価格競争の激化も影響し、全体として厳しい状況が継続しております。その結果、売上高は25億5百万円で前第3四半期連結会計期間に比べ1億5千1百万円(5.7%)の減収となりましたが、従来から続けております原価低減活動や積極的な営業活動に加え、組織変更による構造改革を図ることにより、営業利益につきましては3千6百万円となり、前第3四半期連結会計期間に比べ6千万円増益となりました。

(設備貸付事業)

設備貸付事業につきましては、土地・事務所等の子会社等への賃貸であります。売上高は1億1千3百万円で、前第3四半期連結会計期間に比べ2千7百万円(32.1%)の増収となり、営業利益につきましては7千6百万円で、前第3四半期連結会計期間に比べ1千6百万円(28.1%)の増益となりました。

(2) 財政状態の分析

当第3四半期連結会計期間末の総資産は、前連結会計年度末に比べ3億5千3百万円増加し609億8千7百万円となりました。

流動資産は、前連結会計年度末に比べ3億3百万円増加し447億8千5百万円となりました。その主な要因は、受取手形を含む売掛債権がその回収が進んだこと等により17億6千万円減少しましたが、その一方で現金及び預金が16億1千3百万円増加したほか、工事の完成引渡し、及び製品の納品が第4四半期以降となるたな卸資産が8億2千1百万円増加したこと等が挙げられます。

固定資産は、前連結会計年度末に比べ4千9百万円増加し162億2百万円となりました。その主な要因は、有形固定資産が減価償却費の計上等により3億5千2百万円減少しましたが、一方で投資有価証券が保有している株式等の時価総額の上昇により2億9千3百万円増加したこと、また繰延税金資産が退職給付引当金の増加等により9千4百万円増加したこと等が挙げられます。

流動負債は、前連結会計年度末に比べ7億1千9百万円減少し128億8千4百万円となりました。その主な要因は、当第3四半期連結会計期間においては、前第4四半期連結会計期間に比べ移動通信関連分野における鉄塔・工事、及び高周波関連事業における高周波誘導加熱装置の売上が減少していることなどから、それらに係わる仕入が減少したため、支払手形を含む仕入債務が前連結会計年度末に比べ9億9千2百万円減少したこと等が挙げられます。

固定負債は、前連結会計年度末に比べ5億8千8百万円増加し121億2千4百万円となりました。その主な要因は、退職給付引当金が5億8千7百万円増加したこと等が挙げられます。

純資産は、前連結会計年度末に比べ4億8千4百万円増加し359億7千8百万円となりました。その主な要因は、配当金の支払により15億2百万円減少した一方で四半期純利益の計上により17億9千7百万円増加するなど、結果として利益剰余金が2億9千5百万円増加したほか、保有している株式等の時価総額の上昇により、その他有価証券評価差額金が2億9百万円増加したこと等が挙げられます。

(3) キャッシュ・フローの状況

営業活動によるキャッシュ・フロー

当第3四半期連結会計期間の営業活動によるキャッシュ・フローは、売上債権の増加等による資金の減少はあったものの、一方で税金等調整前四半期純利益の計上等による資金の増加が上回ったことにより、結果として12億3千7百万円の収入（前第3四半期連結会計期間は7千4百万円の支出）となりました。

投資活動によるキャッシュ・フロー

当第3四半期連結会計期間の投資活動によるキャッシュ・フローは、定期預金の預入及び固定資産の取得等により、3億4千6百万円の支出（前第3四半期連結会計期間は3億5千9百万円の支出）となりました。

財務活動によるキャッシュ・フロー

当第3四半期連結会計期間の財務活動によるキャッシュ・フローは、短期借入金の増加等により、9億1千6百万円の収入（前第3四半期連結会計期間は4億3千9百万円の収入）となりました。

現金及び現金同等物の状況

営業活動・投資活動・財務活動によるキャッシュ・フローの結果、当第3四半期連結会計期間末における現金及び現金同等物は、214億3千5百万円となりました。

(4) 事業上及び財務上の対処すべき課題

当第3四半期連結会計期間において、当連結会社の事業上及び財務上の対処すべき課題に重要な変更及び新たに生じた課題はありません。

なお、当社は財務及び事業の方針の決定を支配する者の在り方に関する基本方針を定めており、その内容等（会社法施行規則第118条第3号に掲げる事項）は次のとおりです。

(当社株式の大規模買付行為に関する対応方針（買収防衛策）の一部変更及び継続)

当社は、平成18年5月12日開催の取締役会において、当社の企業価値及び株主の皆様様の共同の利益の最大化の取組みとして、当社に対する濫用的な買収等を未然に防止するため、当社株式の大規模買付行為に関する対応方針（以下「旧プラン」といいます。）を導入することを決議し、平成18年6月29日開催の当社第80回定時株主総会において株主の皆様からご承認をいただきました。

旧プランは、平成21年6月30日をもって有効期間の満了を迎えましたが、当社は、平成18年定時株主総会後の法令の改正等を踏まえてさらなる検討を加えた結果、平成21年5月15日開催の当社取締役会において、当社の企業価値ないし株主の皆様様の共同の利益を最大化させることを目的として、下記記載の当社の財務及び事業の方針の決定を支配する者の在り方に関する基本方針（以下「基本方針」といいます。）に照らして不適切な者によって当社の財務及び事業の方針の決定が支配されることを防止するための取組みを、平成21年6月26日開催の当社定時株主総会（以下「本定時株主総会」といいます。）における株主の皆様のご承認を条件として、下記記載のとおり旧プランに所要の変更を行った上で（以下変更後のプランを「本プラン」といいます。）平成21年7月1日より継続することを決議し、また、本定時株主総会において株主の皆様からご承認をいただきました。

本プランを決定した取締役会には、全ての社外取締役及び社外監査役を含む全ての取締役及び監査役が出席し、いずれの取締役及び監査役も本プランの具体的運用が適正に行われることを条件に、本プランに同意しております。

なお、会社法、金融商品取引法並びにそれらに関する規則、政令、内閣府令及び省令等並びに金融商品取引所の規則等（以下総称して「法令等」といいます。）に改正（法令名の変更や旧法令等を継承する新法令等の制定を含みます。）があり、これらが施行された場合には、本プランにおいて引用する法令等の各条項は、当社取締役会が別途定める場合を除き、当該改正後のこれらの法令等の各条項を実質的に継承する法令等の各条項にそれぞれ読み替えられるものとします。

・基本方針について

1. 基本方針の内容

当社は、上場会社である以上、当社株式に係る大規模な買付行為を行おうとする者が現れた場合、かかる買付者に対して株式を売却するか否かの判断や、買付者に対して会社の経営を委ねることの是非に関する判断は、基本的には、個々の株主様のご意思に委ねられるべきものだと考えております。

しかしながら、近時の大量の株式の買付行為の中には、会社の企業価値又は株主の皆様の共同の利益に対して回復困難な損害を与える可能性のあるものも少なくありません。

当社の財務及び事業の方針の決定を支配する者が、当社の企業価値の源泉及びかかる源泉の中長期的な観点からの維持・強化の重要性についての認識を共有しない場合には、当社の企業価値又は株主の皆様の共同の利益の最大化を妨げるような結果が生じるばかりでなく、様々なステークホルダーの方々の信頼関係を含む有形無形の会社の経営資源が毀損されることになりかねないものと考えております。

上記の観点から、当社は、平成18年5月12日開催の当社取締役会の決議により旧プランを導入し、特定の者又はグループが当社の総株主の議決権の20%以上に相当する議決権を有する株式を取得すること等により、当社の企業価値の源泉が長期的に見て毀損されるおそれがある場合など、当社の企業価値又は株主の皆様の共同の利益の最大化が妨げられるおそれがある場合には、かかる特定の者又はグループは、当社の財務及び事業の方針の決定を支配する者として不適切であるものとして、法令及び当社定款によって許容される限度において、場合により、当社の企業価値及び株主の皆様の共同の利益の最大化のために相当の措置を講じることとしているところです。

2. 基本方針の実現に資する特別な取組み

当社及び当社子会社（以下「当社グループ」といいます。）の事業は、電気通信関連事業及び高周波関連事業から成り立っております。

電気通信関連事業におきましては、情報通信関連業界の中で、通信用、放送用各種アンテナ・鉄塔の設計、製作及びその建方工事を主に行っております。

高周波関連事業におきましては、高周波応用機器業界に属し、高周波による誘導加熱装置の設計、製作と加熱装置を利用した焼入受託加工を行っております。

当社は、昭和25年の創業以来一貫して、得意先各位に満足いただけるような製品の提供をすることをモットーに、経営理念に「時代のニーズを先取りし、失敗を恐れぬチャレンジ精神の溢れた前向きな企業たることを期す」を掲げ、同じく「優れた製品を社会に提供し、社会に貢献する」ことを実現すべく、常に業界での最高水準の技術を維持していくことを目標の一つとして、たゆまぬ努力をしてまいりました。

このことが今日、当社グループが業界、とりわけ取引先から絶大の信頼と支持をいただいている所以だと確信しております。

また、中長期的には、柱としております移動体関連、放送関連、高周波関連を中心にその周辺分野への事業拡大を視野に入れ、適宜設備投資を行うことを図りながら、経営資源を投入し、企業価値の増大に努めてまいりたいと考えております。

そして、当社グループが継続的に企業価値を高めていくためには、こうした経営計画の基盤である経営理念に掲げる基本的な考え方を今後も引き続き実践し、当社グループ発展のために必要不可欠な得意先を始めとするステークホルダーの皆様との長期的な信頼関係を重視した経営を行うことがきわめて重要であると考えております。

・本プランの内容（基本方針に照らして不適切な者によって当社の財務及び事業の方針の決定が支配されることを防止するための取組み）について

1. 本プランによる買収防衛策継続の目的

現在、当社には約1万名の株主の皆様がいらっしゃいます。そのほとんどは個人株主の方々であり、当社は独立系の企業であることから、特定の大株主はいらっしゃいません。当社の現在の株主構成は公開会社の理念に相応しい開かれたものであって幅広い株主の皆様を支えていただく形になっており、また、中長期的視点から安定的に経営を行い、継続的に当社の企業価値及び当社株主の皆様の共同の利益を最大化するのに適したものであると考えております。

昨今の企業買収に対するわが国の法制度・企業文化の変化・変容、経営環境の変化などにより、単独あるいは共同して、当社の経営権に影響を与え得る数の株式（以下「支配株式」といいます。）の取得を目指す者（以下「買収者」といいます。）が現れることも想定されますが、当社は、公開会社である以上、買収者に対して株式を売却するか否かの判断や、買収者に対して会社の経営を委ねることの是非に関する判断は、基本的には、個々の株主の皆様のご意思に委ねられるべきものだと考えております。

しかしながら、近時の支配株式の取得行為の中には、買収者による支配株式の取得行為の目的等からみて、買収者が真摯に合理的な経営を目指すものではないことが明白であるもの、一般株主に不利益な条件での株式の売却を事実上強要するおそれがあるもの、支配株式の取得行為に応じることの是非を一般株主が適切に判断を行うために必要な情報や相当な考慮期間が提供・確保されていないもの、支配株式の取得行為に対する賛否の意見又は買収者が提示する買収提案や事業計画等に代替する事業計画等を会社の取締役会が株主に対して提示するために必要な情報、買収者との交渉機会、相当な考慮期間などを会社の取締役会に対して与えないもの等、会社の企業価値又は株主共同の利益に対して回復困難な損害を与える可能性のあるものも少なくありません。

以上の当社の株主構成及び企業買収をめぐる近時の状況に鑑み、当社は、大規模買付行為（下記2(1)に定義されます。以下同じ。）を行おうとし、又は現に行っている者（以下「大規模買付者」といいます。）に対して事前に大規模買付行為に関する必要な情報の提供及び考慮・交渉のための期間の確保を求めることによって、当該大規模買付行為に応じるべきか否かを当社株主の皆様が適切に判断されること、当社取締役会が企業価値委員会（下記2(5)に定義されます。以下同じ。）の勧告を受けて当該大規模買付行為に対する賛否の意見又は当該大規模買付者が提示する買収提案や事業計画等に代替する事業計画等（以下「代替案」といいます。）を当社株主の皆様に対して提示すること、あるいは、当社株主の皆様のために大規模買付者と交渉を行うこと等を可能とし、もって当社の企業価値及び当社株主の皆様の共同の利益の最大化を目的として、本プランによる買収防衛策の継続を決定しました。

2. 本プランの内容

本プランの具体的内容は以下のとおりですが、本プランに関する手続の流れの概要をまとめたフローチャートは（資料1）のとおりです。

(1) 対抗措置発動の対象となる大規模買付行為の定義

次の ないし のいずれかに該当する行為（但し、当社取締役会が予め承認をしたものを除きます。）又はその可能性のある行為（以下「大規模買付行為」と総称します。）がなされ、又はなされようとする場合に、本プランに基づく対抗措置は発動されます。

当社が発行者である株券等（注1）に関する当社の特定の株主の株券等保有割合（注2）が20%以上となる当該株券等の買付けその他の取得

当社が発行者である株券等（注3）に関する当社の特定の株主の株券等所有割合（注4）とその特別関係者（注5）の株券等所有割合との合計が20%以上となる当該株券等の買付けその他の取得
上記 又は に規定される各行為の実施の有無にかかわらず、当社の特定の株主が、当社の他の株主（複数である場合を含みます。以下本 において同じとします。）との間で、当該他の株主が当該特定の株主の共同保有者に該当するに至るような合意その他の行為又は当該特定の株主と当該他の株主との間にその一方が他方を実質的に支配し若しくはそれらの者が共同ないし協調して行動する関係（注6）を樹立する行為（注7）（但し、当社が発行者である株券等につき当該特定の株主と当該他の株主の株券等保有割合の合計が20%以上となるような場合に限り、）

（注1）金融商品取引法第27条の23第1項に定義される株券等をいいます。以下別段の定めがない限り同じとします。

（注2）金融商品取引法第27条の23第4項に定義される株券等保有割合をいいます。以下別段の定めがない限り同じとします。なお、かかる株券等保有割合の計算上、(i)同法第27条の2第7項に定義される特別関係者、並びに()大規模買付者との間でフィナンシャル・アドバイザー契約を締結している投資銀行、証券会社その他の金融機関並びに当該特定の株主の公開買付代理人及び主幹事証券会社（以下「契約金融機関等」といいます。）は、特定の株主の共同保有者（金融商品取引法第27条の23第5項に定義される共同保有者をいいます。以下同じ。）とみなします。また、かかる株券等保有割合の計算上、当社の発行済株式の総数は、当社が公表している直近の情報を参照することができるものとします。

（注3）金融商品取引法第27条の2第1項に定義される株券等をいいます。以下本 において同じとします。

（注4）金融商品取引法第27条の2第8項に定義される株券等所有割合をいいます。以下別段の定めがない限り同じとします。なお、かかる株券等所有割合の計算上、当社の総議決権の数は、当社が公表している直近の情報を参照することができるものとします。

（注5）金融商品取引法第27条の2第7項に定義される特別関係者をいいます。但し、同項第1号に掲げる者については、発行者以外の者による株券等の公開買付けの開示に関する内閣府令第3条第1項で定める者を除きます。なお、(i)同法第27条の23第5項に定義される共同保有者及び()契約金融機関等は、特定の株主の特別関係者とみなします。以下別段の定めがない限り同じとします。

（注6）「当該特定の株主と当該他の株主との間にその一方が他方を実質的に支配し若しくはそれらの者が共同ないし協調して行動する関係」が樹立されたか否かの判定は、新たな出資関係、業務提携関係、取引ないし契約関係、役員兼任関係、資金提供関係、信用供与関係、デリバティブや貸株等を通じた当社株券等に関する実質的な利害関係等の形成や、当該特定の株主及び当該他の株主が当社に対して直接・間接に及ぼす影響等を基礎に行うものとします。

（注7）上記 所定の行為がなされたか否かの判断は、当社取締役会が企業価値委員会の勧告に従って行うものとします。なお、当社取締役会は、上記 の要件に該当するか否かの判定に必要とされる範囲において、当社の株主に対して必要な情報の提供を求めることがあります。

(2) 買付説明書の提出

大規模買付者には、大規模買付行為の開始に先立ち、当社取締役会に対して、別途当社の定める書式により、本プランに定める手続（以下「大規模買付ルール」といいます。）を遵守することを誓約する旨の大規模買付者代表者による署名又は記名押印のなされた書面及び当該署名又は記名押印を行った代表者の資格証明書（以下これらを合わせて「買付説明書」と総称します。）を提供していただきます。当社取締役会は、上記の買付説明書を受領した場合、直ちにこれを企業価値委員会に提供します。

買付説明書には、大規模買付ルールを遵守する旨の誓約のほか、大規模買付者の氏名又は名称、住所又は本店、事務所等の所在地、設立準拠法、代表者の氏名、日本国内における連絡先、大規模買付者が現に保有する当社の株券等の数、買付説明書提出前60日間における大規模買付者の当社株式の取引状況及び企図されている大規模買付行為の概要等も明示していただきます。なお、買付説明書における使用言語は日本語に限ります。

当社は、大規模買付行為の提案があった事実については速やかに開示します。また、大規模買付者から買付説明書の提供があった場合、当社取締役会又は企業価値委員会が適切と認める事項について、適用ある法令等及び金融商品取引所規則に従って適時適切に開示いたします。

(3) 大規模買付者に対する情報提供要求

当社取締役会が買付説明書を受領した日から10営業日以内（初日は算入されないものとします。）に、大規模買付者には、当社取締役会に対して、次の から までに掲げる情報（以下「大規模買付情報」と総称します。）を提供していただきます。当社取締役会は、大規模買付情報を受領した場合、直ちにこれを企業価値委員会に対して提供いたします。

なお、当社取締役会又は企業価値委員会が、大規模買付者から当初提供を受けた情報だけでは、当該大規模買付行為に応じるべきか否かを当社株主の皆様が適切に判断することや、当社取締役会及び企業価値委員会が当該大規模買付行為に対する賛否の意見を形成し（以下「意見形成」といいます。）、又は代替案を立案し当社株主の皆様に対して適切に提示すること（以下「代替案立案」といいます。）が困難であると判断した場合には、合理的な期間の提出期限を定めた上で、当社株主の皆様による適切な判断並びに当社取締役会及び企業価値委員会による意見形成及び代替案立案のために必要な追加情報の提供を随時大規模買付者に対して要求することができるものとします。

また、当社取締役会又は企業価値委員会が大規模買付情報の提供が完了したと判断した場合には、当社は、適用ある法令等及び金融商品取引所規則に従ってその旨を適時適切に開示いたします。さらに、当社は、当社取締役会又は企業価値委員会の決定に従い、大規模買付情報の受領後の適切な時期に、大規模買付情報のうち当該大規模買付行為に応じるべきか否かを当社株主の皆様が適切に判断するために必要と認められる情報を適用ある法令等及び金融商品取引所規則に従って適時適切に開示いたします。

大規模買付者及びそのグループ（主要な株主又は出資者及び重要な子会社・関連会社を含み、大規模買付者がファンド又はその出資に係る事業体である場合は、主要な組合員、出資者（直接・間接を問いません。）その他の構成員並びに業務執行組合員及び投資に関する助言を継続的に行っている者を含みます。以下同じ。）の概要（具体的名称、資本構成、出資割合、財務内容及び過去10年以内における法令違反行為の有無（及びそれが存する場合には、その概要）並びに役員の氏名、略歴及び過去における法令違反行為の有無（及びそれが存する場合には、その概要）等を含みます。）

大規模買付行為の目的、方法及び内容（大規模買付行為の対価の価額及び種類、大規模買付行為の時期、関連する取引の仕組み、大規模買付行為の方法の適法性、大規模買付行為及び関連する取引の実行の蓋然性、大規模買付行為完了後に当社株券等が上場廃止となる見込みがある場合には、その旨及びその理由等を含みます。なお、大規模買付行為の方法の適法性については資格を有する弁護士による意見書を併せて提出していただきます。）

大規模買付行為に際しての第三者との間における意思連絡（当社に対して重要提案行為等（金融商品取引法第27条の26第1項に定義される重要提案行為等をいいます。）を行うことに関する意思連絡を含みます。以下同じ。）の有無並びに意思連絡が存する場合には、その具体的な態様及び内容

大規模買付行為に係る買付け等の対価の算定根拠及びその算定経緯（算定の前提となる事実・仮定、算定方法、算定機関に関する情報、算定に用いた数値情報並びに大規模買付行為に係る一連の取引により生じることが予想されるシナジー及びディスシナジーの額並びにその算定根拠等を含みます。）

大規模買付行為に係る買付け等の資金の裏付け（当該資金の提供者（実質的提供者（直接・間接を問いません。）を含みます。）の具体的名称、調達方法、資金提供が実行されるための条件の有無及び資金提供後の担保ないし誓約事項の有無及び内容並びに関連する具体的取引の内容を含みます。）

大規模買付行為の完了後に意図する当社及び当社グループの経営方針、事業計画、資金計画、投資計画、資本政策及び配当政策等（大規模買付行為完了後における当社又は当社グループの資産の売却、担保提供その他の処分に関する計画を含みます。）その他大規模買付行為完了後における当社及び当社グループの役員、従業員、取引先、顧客、工場等が所在する地方公共団体その他の当社に係る利害関係者の処遇方針

大規模買付者が濫用的買収者（下記(6)ア に定義されます。）に該当しないことを誓約する旨の書面

大規模買付行為に適用される可能性のある国内外の法令等に基づく規制事項、国内外の政府又は第三者から取得すべき独占禁止法その他の法令等に基づく承認又は許認可等の取得の蓋然性（なお、これらの事項につきましては、資格を有する弁護士による意見書を併せて提出していただきます。）

大規模買付行為完了後における当社及び当社グループの経営に際しての国内外の各種法令等の規制遵守の可能性

大規模買付者及びそのグループの内部統制システムの具体的内容及び当該システムの実効性の有無ないし状況

反社会的勢力ないしテロ関連組織との関連（直接・間接を問いません。）の有無（及び関連が存する場合には、その関連に関する詳細）

加えて、当社は、上記 ないし に記載する大規模買付情報のほか、当社取締役会又は企業価値委員会が合理的に必要と判断する情報を、当社が大規模買付情報の提供が完了した旨を株主の皆様に対して開示した日から原則として10営業日以内（初日は算入されないものとします。）に、書面により、大規模買付者に対して要求することができるものとします。なお、当該10営業日の期間中も、下記(4)に記載する取締役会評価期間の進行は妨げられないものとします。

なお、以上の情報は全て日本語にて提供いただくものとします。

(4) 取締役会評価期間の設定等

当社取締役会は、大規模買付者が開示した大規模買付行為の内容に応じた下記 又は の期間（大規模買付情報の提供が完了したと当社取締役会又は企業価値委員会が判断した旨を当社が開示した日から起算され、初日は算入されないものとします。）を、当社取締役会による評価、検討、意見形成、代替案立案及び大規模買付者との交渉のための期間（以下「取締役会評価期間」といいます。）として設定します。大規模買付行為は、取締役会評価期間の経過後にのみ開始されるべきものとします。なお、かかる取締役会評価期間は、当社の事業内容の評価、検討の困難さや、意見形成、代替案立案等の難易度などを勘案して設定されたものです。

対価を現金（円貨）のみとする公開買付けによる当社の全ての株券等の買付けが行われる場合：最長60日間

を除く大規模買付行為が行われる場合：最長90日間

当社取締役会は、取締役会評価期間内において、大規模買付者から提供された大規模買付情報に基づき、当社の企業価値及び当社株主の皆様の共同の利益の最大化の観点から企図されている大規模買付行為に関して評価、検討、意見形成、代替案立案及び大規模買付者との交渉を行うものとします。当社取締役会が評価、検討、意見形成、代替案立案及び大規模買付者との交渉を行うにあたっては、必要に応じて、当社取締役会から独立した第三者的立場にある専門家（フィナンシャル・アドバイザー、弁護士、公認会計士等）の助言を得るものとします。なお、かかる費用は、特に不合理と認められる例外的な場合を除き、全て当社が負担するものといたします。

なお、企業価値委員会が取締役会評価期間内に下記(6)記載の勧告を行うに至らないこと等の理由により、当社取締役会が取締役会評価期間内に対抗措置の発動又は不発動の決議に至らないことにつきやむを得ない事情がある場合、当社取締役会は、企業価値委員会の勧告に基づき、必要な範囲内で取締役会評価期間を最大30日間（初日は算入されないものとします。）延長することができるものとします。当社は、取締役評価期間が開始した場合、その旨を速やかに開示します。また、当社取締役会が取締役会評価期間の延長を決議した場合、当社は、その旨及びその理由を適用ある法令等及び金融商品取引所規則に従って適時適切に開示いたします。

(5) 企業価値委員会の設置

当社は、本プランによる買収防衛策の継続に当たり、その発動等に関する当社取締役会の恣意的判断を排するため、当社の社外取締役及び社外監査役（それらの補欠者を含みます。）並びに社外有識者（弁護士、公認会計士、大学教授等）の中の3名以上から構成される企業価値委員会（以下「企業価値委員会」といいます。）を設置します。

本プランによる企業価値委員会規則の概要については、（資料2）のとおりであり、企業価値委員会の各委員の氏名及び略歴は（資料3）のとおりです。

企業価値委員会の決議は、原則として、委員全員が出席し、その過半数をもってこれを行います。但し、委員に事故あるとき、その他やむを得ない事情があるときは、委員の過半数が出席し、その過半数をもってこれを行います。

(6) 企業価値委員会の勧告手続及び当社取締役会による決議

ア 企業価値委員会の勧告

企業価値委員会は、取締役会評価期間内に、次の から に定めるところに従い、当社取締役会に対して大規模買付行為に関する勧告を行うものとします。

大規模買付ルールが遵守されなかった場合

大規模買付者が大規模買付ルールにつきその重要な点において違反した場合で、当社取締役会がその是正を書面により当該大規模買付者に対して要求した後5営業日以内（初日は算入されないものとします。）に当該違反が是正されない場合には、企業価値委員会は、当社の企業価値又は当社株主の皆様の共同の利益の最大化のために対抗措置を発動させないことが必要であることが明白であることその他の特段の事情がある場合を除き、原則として、当社取締役会に対して、大規模買付行為に対する対抗措置の発動を勧告します。

かかる勧告がなされた場合、当社は、企業価値委員会の意見及びその意見の理由並びにその他適切と認められる情報を、適用ある法令等及び金融商品取引所規則に従って適時適切に開示いたします。

なお、企業価値委員会は、当社取締役会に対して対抗措置の発動を勧告した後であっても、大規模買付行為が撤回された場合、その他当該勧告の判断の前提となった事実関係等に変動が生じた場合、対抗措置の発動の中止その他の勧告を当社取締役会に対して行うことができるものとします。かかる再勧告が行われた場合も、当社は、企業価値委員会の意見その他適切と認められる情報を、適用ある法令等及び金融商品取引所規則に従って適時適切に開示いたします。

大規模買付ルールが遵守された場合

大規模買付者が大規模買付ルールを遵守した場合、企業価値委員会は、原則として、当社取締役会に対して、大規模買付行為に対する対抗措置の不発動を勧告します。

もっとも、大規模買付ルールが遵守されている場合であっても、企業価値委員会は、当該大規模買付者が濫用的買収者（次の(ア)から(コ)までのいずれかの場合に該当することが疑われるに足りる相当な事情がある者を総称していいます。以下同じ。）に該当し、且つかかる大規模買付行為に対する対抗措置の発動が相当であると認められる場合には、当社取締役会に対して、かかる大規模買付行為に対する対抗措置の発動を勧告します。

- (ア) 真に会社経営に参加する意思がないにもかかわらず、株価をつり上げて高値で株式を会社関係者に引き取らせる目的で株式の買収を行っている場合（いわゆるグリーンメイラー）ないし当社株式の取得目的が主として短期の利鞘の稼得にある場合
- (イ) 当社の会社経営への参加の目的が、主として、当社の会社経営を一時的に支配して、当社の事業経営上必要な知的財産権、ノウハウ、企業秘密情報、主要取引先や顧客等を当該大規模買付者又はそのグループ会社等に移譲させることにある場合
- (ウ) 当社の会社経営を支配した後に、当社の資産を当該大規模買付者又はそのグループ会社等の債務の担保や弁済原資として不当に流用する予定で、当社の株式の取得を行っている場合
- (エ) 当社の会社経営への参加の目的が、主として、当社の会社経営を一時的に支配して、当社の事業に当面関係していない不動産、有価証券などの高額資産等を売却等処分させ、その処分利益をもって一時的な高配当をさせるか、あるいは、一時的な高配当による株価の急上昇の機会を狙って株式の高値売り抜けをする点にある場合
- (オ) 当社の経営には特に関心を示したり、関与したりすることもなく、当社の株式を取得後、様々な策を弄して、もっぱら短中期的に当社の株式を当社自身や第三者に転売することで売却益を獲得しようとし、最終的には当社の資産処分まで視野に入れてひたすら自らの利益を追求しようとするものである場合
- (カ) 大規模買付者の提案する当社株券等の取得条件（買付対価の種類、金額及びその算定根拠、内容、時期、方法、違法性の有無、実現可能性等を含みますがこれに限りません。）が、当社の企業価値に照らして不十分又は不適切なものであると合理的な根拠をもって判断される場合
- (キ) 大規模買付者の提案する買収の方法が、二段階買付け（第一段階の買付けで株券等の全てを買付けられない場合の、二段階目の買付けの条件を不利に設定し、明確にせず、又は上場廃止等による将来の当社株券等の流通性に関する懸念を惹起せしめるような形で株券等の買付けを行い、当社株主の皆様に対して買付けに応じることを事実上強要するもの）、部分的公開買付け（当社株券等の全てではなく、その一部のみを対象とする公開買付け）などに代表される、構造上当社株主の皆様判断の機会又は自由を制約するような強圧的な方法による買収である場合
- (ク) 大規模買付者による支配権取得により、当社株主の皆様はもとより、企業価値の源泉である顧客、従業員その他の当社の利害関係者との関係が破壊又は毀損され、その結果として当社の企業価値が著しく毀損することが予想されたり、当社の企業価値の維持及び向上を妨げるおそれがあると合理的な根拠をもって判断される場合、又は大規模買付者が支配権を獲得する場合の当社の企業価値が、中長期的な将来の企業価値の比較において、当該大規模買付者が支配権を取得しない場合の当社の企業価値と比べ、明らかに劣後すると判断される場合
- (ケ) 大規模買付者による支配権取得の事実それ自身が、当社の重要な取引先を喪失させる等、当社の企業価値を著しく毀損するものである場合
- (コ) 大規模買付者の経営陣又は主要株主若しくは出資者に反社会的勢力と関係を有する者が含まれている場合等、大規模買付者が公序良俗の観点から当社の支配株主として不適切であると合理的な根拠をもって判断される場合

なお、かかる勧告に関する開示手続やその後の再勧告に関する手続は、上記 に準じるものとします。

企業価値委員会によるその他の勧告等

企業価値委員会は、当社取締役会に対して、上記のほか、必要な内容の勧告や一定の法令等で許容されている場合における対抗措置の廃止の決定等を行うこともできるものとします。

なお、かかる勧告に関する開示手続やその後の再勧告に関する手続は、上記 に準じるものとします。

イ 当社取締役会による決議

当社取締役会は、企業価値委員会の勧告を最大限尊重して、取締役会評価期間内に、対抗措置の発動、不発動又は中止の決議を行います。

なお、当社取締役会は、企業価値委員会から当社取締役会に対する対抗措置の発動の勧告が行われた後であっても、大規模買付行為が撤回された場合、その他当該勧告の判断の前提となった事実関係等に変動が生じた場合には、対抗措置の発動の中止その他の決定を行うことができるものとします。

かかる決議を行った場合、当社は、当社取締役会の意見その他適切と認められる情報を、適用ある法令等及び金融商品取引所規則に従って適時適切に開示いたします。

(7) 大規模買付情報の変更

上記(3)の規定に従い、当社が大規模買付情報の提供が完了したと判断した旨開示した後、当社取締役会又は企業価値委員会が、大規模買付者によって当該大規模買付情報につき重要な変更がなされたと判断した場合には、従前の大規模買付情報を前提とする大規模買付行為（以下「変更前大規模買付行為」といいます。）について進めてきた本プランに基づく手続は中止され、変更後の大規模買付情報を前提とする大規模買付行為について、変更前大規模買付行為とは別個の大規模買付行為として本プランに基づく手続が改めて適用されるものとします。

(8) 対抗措置の具体的内容

当社が本プランに基づき発動する大規模買付行為に対する対抗措置は、原則として、新株予約権の無償割当てによるものとします（以下発行される新株予約権を「本新株予約権」といいます。）。但し、法令等及び当社の定款上認められるその他の対抗措置を発動することが適切と判断された場合には、当該その他の対抗措置が用いられることもあるものとします。

大規模買付行為に対する対抗措置として本新株予約権の無償割当てをする場合の概要は、（資料4）記載のとおりですが、実際に本新株予約権の無償割当てをする場合には、本プランに違反をした大規模買付者及びこの者と一定の関係にある者等（以下「例外事由該当者」といいます。）による権利行使は認められないとの行使条件や、当社が本新株予約権の一部を取得することとするとときに例外事由該当者を除く新株予約権者が所有する本新株予約権のみを取得することができる旨や、大規模買付行為に対する対抗措置としての効果を勘案した行使期間、行使条件、取得条項等を設けることがあります。詳細については、当社取締役会において別途定めるものといたします。

3. 本プランの有効期間並びに継続、廃止及び変更について

本プランの有効期間は、平成24年6月30日までとします。但し、かかる有効期間の満了前であっても、当社の株主総会において本プランを廃止する旨の議案が承認された場合、又は当社の取締役会において本プランを廃止する旨の決議が行われた場合、本プランはその時点で廃止されるものとします。従って、本プランは、当社株主の皆様のご意向に従って随時これを廃止させることが可能です。

本プランについては、本年以降、当社定時株主総会の終結後最初に開催される当社取締役会において、その継続、廃止又は変更の是非につき検討・決議を行います。

また、当社は、企業価値及び当社株主の皆様の共同の利益の最大化の観点から、必要に応じて本プランを見直し、又は変更する場合があります。

本プランの廃止、変更等が決議された場合には、当社は、当社取締役会又は企業価値委員会が適切と認める事項について、適用ある法令等及び金融商品取引所規則に従って適時適切に開示いたします。

4. 株主及び投資家の皆様への影響

(1) 本プランの効力発生時に本プランが株主及び投資家の皆様に与える影響

本プランの効力発生時には、本新株予約権の発行自体は行われません。従って、本プランが本プランの効力発生時に当社株主の皆様及び投資家の皆様の法的権利及び経済的利益に直接具体的な影響を与えることはありません。

(2) 本新株予約権の無償割当て時に株主及び投資家の皆様に与える影響

当社取締役会は、本プランに基づき、企業価値又は当社株主の皆様の共同の利益の最大化を目的として大規模買付行為に対する対抗措置を執ることがありますが、現在想定されている対抗措置の仕組み上、本新株予約権の発行時においても、保有する当社株式1株当たりの価値の希釈化は生じますが、保有する当社株式全体の価値の希釈化は生じないことから、当社株主及び投資家の皆様の法的権利及び経済的利益に対して直接的具体的な影響を与えることは想定しておりません。

但し、例外事由該当者については、対抗措置が発動された場合、結果的に、法的権利又は経済的利益に何らかの影響が生じる可能性があります。

また、対抗措置として本新株予約権の無償割当ての決議をした場合であって、本新株予約権の無償割当てを受けるべき株主が確定した後において、当社が、本新株予約権の無償割当てを中止し、又は無償割当てされた本新株予約権を無償取得する場合には、結果として1株当たりの株式の価値の希釈化は生じないことから、1株当たりの株式の価値の希釈化が生じることを前提にして売買を行った投資家の皆様は、株価の変動により相応の損害を被る可能性があります。

また、無償割当てがなされた本新株予約権の行使及び取得の手続について当社株主の皆様に関わる手続は、次のとおりです。

当社取締役会において、本新株予約権の無償割当てを行うことを決議した場合、当社は、本新株予約権の割当てのための基準日を定め、これを公告します。そして、基準日における最終の株主名簿に記載又は記録された当社株主の皆様に対し、その所有株式数に応じて本新株予約権が割り当てられ、本新株予約権の無償割当ての効力発生日に、基準日における最終の株主名簿に記載又は記録された当社株主の皆様は、法律上当然に新株予約権者となります。

当社株主の皆様による本新株予約権の行使が行われる場合、当社は、基準日における最終の株主名簿に記載又は記録された当社株主の皆様に対し、本新株予約権の行使請求書（当社所定の書式によるものとし、株主ご自身が例外事由該当者ではないこと等を誓約する文言を含むことがあります。）その他本新株予約権の権利行使に必要な書類を送付します。当社株主の皆様におかれましては、本新株予約権1個当たり1円以上で当社取締役会が定める金額を払込取扱場所に払い込むとともに、当社取締役会が別途定める本新株予約権の行使期間内にこれらの必要書類を提出することにより、1個の本新株予約権につき1株の当社普通株式が発行されることとなります。但し、例外事由該当者は、当該新株予約権を行使できない場合があります。

他方、当社が本新株予約権を取得する場合、当社株主の皆様は、行使価額相当の金銭を払い込むことなく、当社による本新株予約権の取得の対価として、当社普通株式の交付を受けることとなります（なお、この場合、当社株主の皆様には、別途、本人確認のための書類のほか、ご自身が例外事由該当者ではないこと等を誓約し、かかる誓約に虚偽が存した場合には、交付された当社普通株式を直ちに返還する旨の文言を記載した書面をご提出いただくことがあります。）。但し、例外事由該当者については、その有する本新株予約権が取得の対象とならない、又はその有する本新株予約権の取得の対価として交付される財産の種類が他の株主と異なることがあります。

これらの手続の詳細につきましては、実際にこれらの手続が必要となった際に、適用ある法令等及び金融商品取引所規則に従って、株主の皆様に対して適時適切な開示を行いますので、当該内容をご確認ください。

5. 本プランの合理性

本プランは、経済産業省及び法務省が平成17年5月27日に公表した「企業価値・株主共同の利益の確保又は向上のための買収防衛策に関する指針」の定める三原則（企業価値・株主共同の利益の確保・向上の原則、事前開示・株主意思の原則、必要性・相当性確保の原則）を以下のとおり充足しており、また、経済産業省に設置された企業価値研究会が平成20年6月30日に公表した「近時の諸環境の変化を踏まえた買収防衛策の在り方」その他の買収防衛策に関する実務・議論を踏まえた内容となっており、高度な合理性を有するものです。

(1) 企業価値及び株主共同の利益の最大化

本プランは、上記1記載のとおり、大規模買付者に対して事前に大規模買付行為に関する必要な情報の提供及び考慮・交渉のための期間の確保を求めることによって、当該大規模買付行為に応じるべきか否かを当社株主の皆様が適切に判断されること、当社取締役会が企業価値委員会の勧告を受けて当該大規模買付行為に対する賛否の意見又は代替案を当社株主の皆様に対して提示すること、あるいは、当社株主の皆様のために大規模買付者と交渉を行うこと等を可能とし、もって当社の企業価値及び当社株主の皆様の共同の利益の最大化を目的として、継続されるものです。

(2) 事前の開示

当社は、株主及び投資家の皆様及び大規模買付者の予見可能性を高め、株主の皆様に適正な選択の機会を確保するために、本プランを予め開示するものです。

また、当社は今後も、適用ある法令等及び金融商品取引所規則に従って適時適切な開示を行います。

(3) 株主意思の重視

当社は、本プランについての株主の皆様のご意思を確認するために、本定時株主総会において本プランによる買収防衛策の継続についての当社株主の皆様のご意思を反映させていただきます。また、上記3記載のとおり、本プランの有効期間は、平成24年6月30日までとします。

(4) 企業価値委員会の設置

当社は、上記2(5)記載のとおり、本プランの必要性及び相当性を確保し、経営者の保身のための濫用を防止するために、企業価値委員会を設置し、当社取締役会が対抗措置を発動する場合には、その判断の公正を担保し取締役会の恣意的な判断を排除するために、企業価値委員会の勧告を最大限尊重するものとしています。

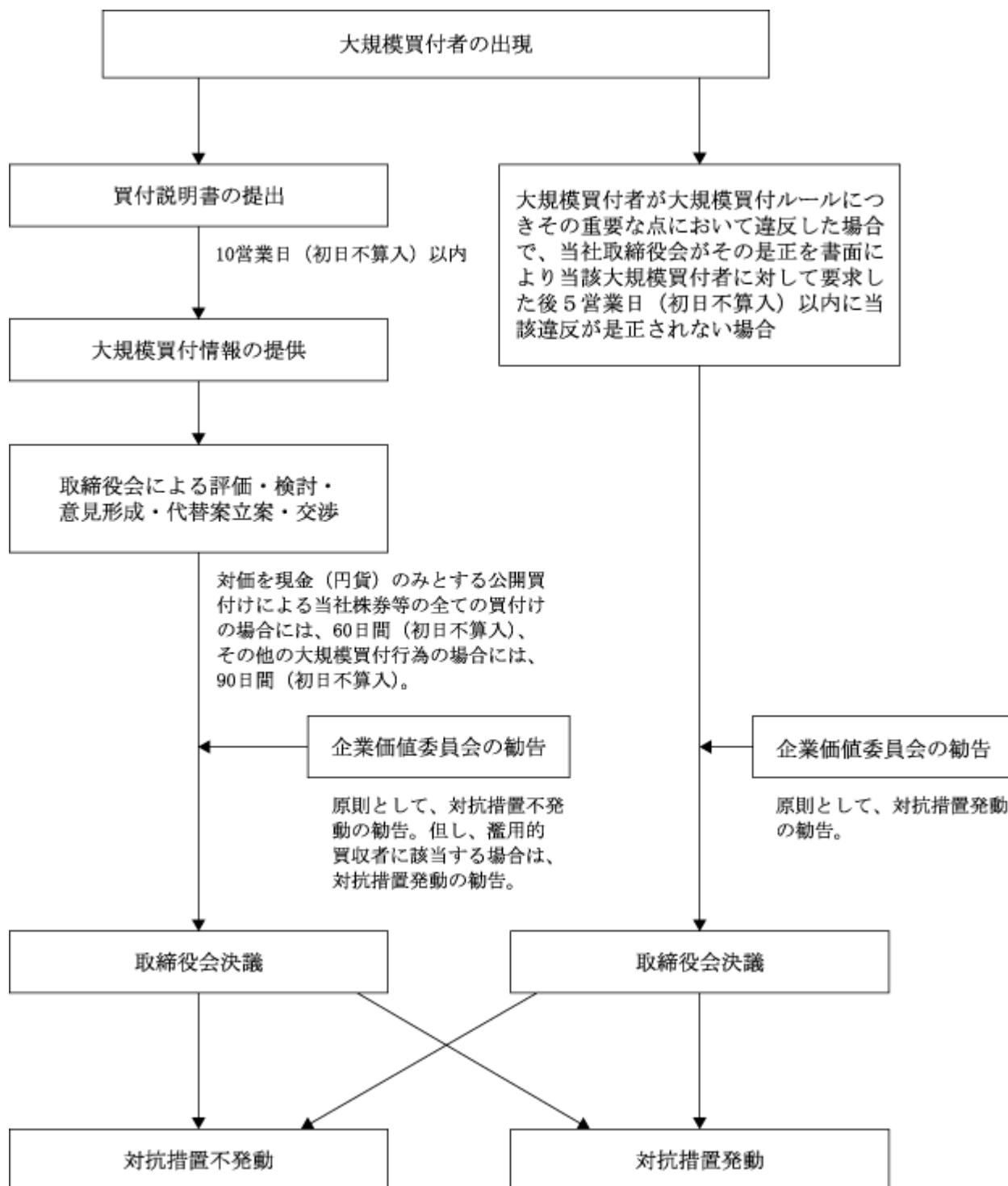
(5) デッドハンド型買収防衛策又はスローハンド型買収防衛策ではないこと

本プランは、上記3記載のとおり、当社の株主総会又は株主総会で選任された取締役会によりいつでも廃止することができるため、いわゆるデッドハンド型買収防衛策（取締役会の構成員の過半数を交替させてもなお、発動を阻止できない買収防衛策）ではありません。

また、当社はいわゆる期差任期制を採用しておらず、取締役の任期を2年と定めているため、本プランは、スローハンド型買収防衛策（取締役会の構成員の交代を一度に行うことができないため、発動を阻止するのに時間を要する買収防衛策）でもありません。

以上

(資料1)



(資料1)は、本プランの手の続の流れに関する概要を記載したものです。詳細につきましては、本文をご参照下さい。

(資料2)

企業価値委員会規則の概要

1. 企業価値委員会の設置

当社は、対抗措置の発動等に関する当社取締役会の恣意的判断を排し、当社取締役会の判断及び対応の合理性並びに公正性を担保することを目的として、当社取締役会の諮問機関として、企業価値委員会（以下「企業価値委員会」という。）を設置する。

2. 企業価値委員の選任

企業価値委員会を構成する委員（以下「企業価値委員」という。）は、当社の業務執行を行う経営陣から独立している、社外取締役及び社外監査役（それらの補欠者を含む。）並びに社外有識者（弁護士、公認会計士、大学教授等）のいずれかに該当する者の中から選任される。企業価値委員会の員数は、3名以上とする。

3. 企業価値委員の任期

企業価値委員会の委員の任期は、取締役会がその者を企業価値委員に選任しその者が特別委員への就任を承諾した日から平成24年6月30日まで又は別途その者と当社が合意した日までとするが、本定時株主総会において本プランの導入に関する承認議案が承認されなかった場合、株主総会において本プランを廃止する旨の議案が承認された場合、又は取締役会において本プランを廃止する旨の決議が行われた場合には、企業価値委員の任期はその時点において終了する。

4. 企業価値委員会の権能

- (1) 企業価値委員会は、取締役会が随時企業価値委員会に諮問する対抗措置の発動又は不発動の是非及び対抗措置の中止等の是非並びに取締役会が諮問するその他の事項（以下これらを総称して「本諮問事項」という。）について検討し、取締役会に対して勧告を行う。
- (2) 企業価値委員会は、その決議に基づき、本諮問事項の検討を行うため、必要に応じて、取締役会及び企業価値委員会から独立した第三者的立場にある専門家（フィナンシャル・アドバイザー、弁護士、公認会計士等）の助言を得ることその他これに関連付随する行為（以下「専門家助言取得行為」という。）を行うことができる。専門家助言取得行為に際して要した費用は、特に不合理と認められる例外的な場合を除き、全て当社が負担する。
- (3) 企業価値委員会は、本諮問事項の検討に際して必要となる資料及び情報を、当社の費用において自ら収集し、又は取締役会に対して収集を要請することができる。また、企業価値委員会は、大規模買付者、取締役、監査役又は従業員その他必要と認める者を企業価値委員会に出席させ、必要な事項について説明を求めることができる。なお、企業価値委員会は、自ら収集した資料及び情報の全てを、原則として、取締役会に対して提出する。

5. 企業価値委員会の招集、決議

- (1) 企業価値委員会は、各企業価値委員が招集することができる。但し、取締役会が企業価値委員会に対して諮問を行うことを決議した場合には、代表取締役社長が企業価値委員会を招集する。
- (2) 企業価値委員会の招集は、企業価値委員会開催日の前日までに、各企業価値委員に対し、通知を発送する方法その他適当な方法により行う。但し、緊急の場合には、この限りではない。
- (3) 企業価値委員会の決議は、原則として、現任の企業価値委員全員が出席し（電話会議システム又はテレビ電話による出席を含む。）、その過半数をもって決議する。但し、企業価値委員に事故あると

き、その他やむを得ない事情があるときは、企業価値委員の過半数が出席し、その過半数をもってこれをを行うことができる。

以上

(資料3)

企業価値委員会委員の氏名及び略歴

[氏名]	安齋 英明	(昭和27年5月19日生)
[略歴]	昭和50年4月	安田火災海上保険株式会社 (現株式会社損害保険ジャパン)入社
	平成11年7月	同社金沢支店長
	平成17年4月	同社執行役員兼横浜支店長
	平成19年4月	同社執行役員兼名古屋支店長
	平成20年4月	同社企業営業企画部顧問
	平成20年6月	当社常勤監査役 現在に至る
[氏名]	小林 祥二	(昭和30年9月6日生)
[略歴]	昭和63年4月	弁護士登録(東京弁護士会) 小林元治法律事務所
	平成4年7月	岩瀬法律事務所 現在に至る
	平成15年6月	当社監査役 現在に至る
[氏名]	太田 洋	(昭和42年10月3日生)
[略歴]	平成5年4月	弁護士登録(第一東京弁護士会) 西村ときわ法律事務所 (現西村あさひ法律事務所)
	平成13年2月	米国ニューヨーク州弁護士登録
	平成13年4月	法務省民事局付(参事官室商法担当)
	平成15年1月	西村ときわ法律事務所 (現西村あさひ法律事務所)パートナー 現在に至る
	平成17年6月	当社取締役 現在に至る

(資料4)

新株予約権の無償割当ての概要

1. 割当対象株主

取締役会で定める基準日における最終の株主名簿に記載又は記録された株主に対し、その所有株式（但し、当社の有する当社普通株式を除く。）1株につき1個の割合で新株予約権の無償割当てをする。

2. 新株予約権の目的である株式の数

新株予約権の目的である株式の種類は当社普通株式とし、新株予約権の行使により交付される当社普通株式は1株とする。

3. 新株予約権の無償割当ての効力発生日

取締役会において別途定める。

4. 各新株予約権の行使に際して出資される財産の価値

各新株予約権の行使に際してする出資の目的は金銭とし、新株予約権の行使に際して出資される財産の当社普通株式1株当たりの価額は金1円以上とする。

5. 新株予約権の譲渡制限

新株予約権の譲渡による取得については、取締役会の承認を要するものとする。

6. 新株予約権の行使条件

新株予約権の行使条件は取締役会において別途定めるものとする（なお、取締役会が所定の手続に従って定める一定の大規模買付者並びにその共同保有者及び特別関係者並びにこれらの者が実質的に支配し、これらの者と共同して行動する者として取締役会が認めた者等（以下「例外事由該当者」という。）による権利行使は認められないとの行使条件を付すこともあり得る。）。

7. 当社による新株予約権の取得

- (1) 当社は、大規模買付者が大規模買付ルールに違反をした日その他の一定の事由が生じること又は取締役会が別に定める日が到来することのいずれかを条件として、取締役会の決議に従い、新株予約権の全部又は例外事由該当者以外の新株予約権者が所有する新株予約権についてのみを取得することができる旨の取得条項を取締役会において付すことがあり得る。
- (2) 前項の取得条項を付す場合には、引換えに交付する対価の有無及び内容について例外事由該当者と例外事由該当者以外の者として別異に取扱う旨の定めを設けることがあり得る。詳細については、当社取締役会において別途定めるものとする。

8. 新株予約権の無償取得事由（対抗措置の撤回事由）

以下の事由のいずれかが生じたときは、当社は、新株予約権の全部を無償にて取得することができるものとする。

- (a) 株主総会において大規模買付者による大規模買付行為について普通決議による賛同が得られた場合
- (b) 企業価値委員会の現任委員の全員一致による決定があった場合
- (c) その他取締役会が別途定める場合

9. 新株予約権の行使期間等

新株予約権の行使期間その他必要な事項については、取締役会において別途定めるものとする。

以上

(5) 研究開発活動

当第3四半期連結会計期間の研究開発費の総額は261百万円であります。

第3 【設備の状況】

(1) 主要な設備の状況

当第3四半期連結会計期間において、主要な設備に重要な異動はありません。

(2) 設備の新設、除却等の計画

当第3四半期連結会計期間において、新たに確定した重要な設備の新設、除却等はありません。

第4 【提出会社の状況】

1 【株式等の状況】

(1) 【株式の総数等】

【株式の総数】

種類	発行可能株式総数(株)
普通株式	280,000,000
計	280,000,000

【発行済株式】

種類	第3四半期会計期間 末現在発行数(株) (平成21年12月31日)	提出日現在 発行数(株) (平成22年2月12日)	上場金融商品取引所 名又は登録認可金融 商品取引業協会名	内容
普通株式	70,424,226	同左	東京証券取引所 (市場第一部)	単元株式数 1,000株
計	70,424,226	同左		

(2) 【新株予約権等の状況】

該当事項はありません。

(3) 【ライツプランの内容】

該当事項はありません。

(4) 【発行済株式総数、資本金等の推移】

年月日	発行済株式 総数増減数 (千株)	発行済株式 総数残高 (千株)	資本金増減額 (百万円)	資本金残高 (百万円)	資本準備金 増減額 (百万円)	資本準備金 残高 (百万円)
平成21年12月31日		70,424		8,774		9,677

(5) 【大株主の状況】

大量保有報告書の写しの送付がなく、当第3四半期会計期間において、大株主の異動は把握しておりません。

(6) 【議決権の状況】

当第3四半期会計期間末日現在の議決権の状況については、株主名簿の記載内容が確認できず、記載することができませんので、直前の基準日である平成21年9月30日の株主名簿により記載しております。

【発行済株式】

平成21年9月30日現在

区分	株式数(株)	議決権の数(個)	内容
無議決権株式			
議決権制限株式(自己株式等)			
議決権制限株式(その他)			
完全議決権株式(自己株式等)	(自己保有株式) 普通株式 2,128,000		
完全議決権株式(その他)	普通株式 67,452,000	67,452	
単元未満株式	普通株式 844,226		
発行済株式総数	70,424,226		
総株主の議決権		67,452	

(注)「単元未満株式」欄の普通株式には、当社所有の自己株式765株が含まれております。

【自己株式等】

平成21年9月30日現在

所有者の氏名 又は名称	所有者の住所	自己名義 所有株式数 (株)	他人名義 所有株式数 (株)	所有株式数 の合計 (株)	発行済株式 総数に対する 所有株式数 の割合(%)
(自己保有株式) 電気興業株式会社	東京都千代田区丸の内 三丁目3番1号	2,128,000		2,128,000	3.02
計		2,128,000		2,128,000	3.02

2 【株価の推移】

【当該四半期累計期間における月別最高・最低株価】

月別	平成21年 4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月
最高(円)	572	560	528	505	484	472	459	428	405
最低(円)	500	490	463	460	440	446	415	361	364

(注) 最高・最低株価は、東京証券取引所市場第一部におけるものであります。

3 【役員の状況】

前事業年度の有価証券報告書提出日後、当四半期報告書提出日までの役員の異動はありません。

第5 【経理の状況】

1 四半期連結財務諸表の作成方法について

当社の四半期連結財務諸表は、「四半期連結財務諸表の用語、様式及び作成方法に関する規則」(平成19年内閣府令第64号。以下「四半期連結財務諸表規則」という。)に準拠して作成し、「建設業法施行規則」(昭和24年建設省令第14号)に準じて記載しております。

なお、前第3四半期連結会計期間(平成20年10月1日から平成20年12月31日まで)及び前第3四半期連結累計期間(平成20年4月1日から平成20年12月31日まで)は、改正前の四半期連結財務諸表規則に基づき、当第3四半期連結会計期間(平成21年10月1日から平成21年12月31日まで)及び当第3四半期連結累計期間(平成21年4月1日から平成21年12月31日まで)は、改正後の四半期連結財務諸表規則に基づいて作成しております。

2 監査証明について

当社は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、前第3四半期連結会計期間(平成20年10月1日から平成20年12月31日まで)及び前第3四半期連結累計期間(平成20年4月1日から平成20年12月31日まで)に係る四半期連結財務諸表並びに当第3四半期連結会計期間(平成21年10月1日から平成21年12月31日まで)及び当第3四半期連結累計期間(平成21年4月1日から平成21年12月31日まで)に係る四半期連結財務諸表について、海南監査法人により四半期レビューを受けております。

1 【四半期連結財務諸表】

(1) 【四半期連結貸借対照表】

(単位：百万円)

	当第3四半期 連結会計期間末 (平成21年12月31日)	前連結会計年度末に係る 要約連結貸借対照表 (平成21年3月31日)
資産の部		
流動資産		
現金及び預金	23,399	21,786
受取手形・完成工事未収入金等	2 13,006	14,767
未成工事支出金	2,511	2,163
その他のたな卸資産	1 4,929	1 4,455
繰延税金資産	387	722
その他	563	601
貸倒引当金	11	14
流動資産合計	44,785	44,481
固定資産		
有形固定資産		
建物及び構築物	9,690	9,665
機械装置及び運搬具	7,081	7,107
土地	2,935	2,935
リース資産	88	57
建設仮勘定	94	99
その他	4,691	4,684
減価償却累計額	16,976	16,592
有形固定資産合計	7,605	7,957
無形固定資産		
	101	125
投資その他の資産		
投資有価証券	3,290	2,996
長期貸付金	5	34
繰延税金資産	4,113	4,018
その他	1,290	1,189
貸倒引当金	204	169
投資その他の資産合計	8,495	8,069
固定資産合計	16,202	16,152
資産合計	60,987	60,634

(単位：百万円)

	当第3四半期 連結会計期間末 (平成21年12月31日)	前連結会計年度末に係る 要約連結貸借対照表 (平成21年3月31日)
負債の部		
流動負債		
支払手形・工事未払金等	2 8,333	9,325
短期借入金	3 1,155	3 180
リース債務	18	12
未払法人税等	730	1,158
繰延税金負債	0	0
未成工事受入金	143	165
完成工事補償引当金	100	136
製品保証引当金	88	237
賞与引当金	399	775
役員賞与引当金	-	155
工事損失引当金	-	80
その他	2 1,914	1,376
流動負債合計	12,884	13,604
固定負債		
長期借入金	3 130	3 130
リース債務	55	41
退職給付引当金	11,314	10,727
役員退職慰労引当金	624	636
固定負債合計	12,124	11,536
負債合計	25,009	25,140
純資産の部		
株主資本		
資本金	8,774	8,774
資本剰余金	9,688	9,687
利益剰余金	17,739	17,444
自己株式	740	732
株主資本合計	35,461	35,174
評価・換算差額等		
その他有価証券評価差額金	78	287
繰延ヘッジ損益	0	15
為替換算調整勘定	83	111
評価・換算差額等合計	161	415
少数株主持分	678	735
純資産合計	35,978	35,494
負債純資産合計	60,987	60,634

(2) 【四半期連結損益計算書】
【第3四半期連結累計期間】

(単位：百万円)

	前第3四半期連結累計期間 (自平成20年4月1日 至平成20年12月31日)	当第3四半期連結累計期間 (自平成21年4月1日 至平成21年12月31日)
売上高		
完成工事高	14,588	17,045
製品売上高	26,119	16,186
その他の事業売上高	2 9	2 6
売上高合計	40,717	33,238
売上原価		
完成工事原価	12,051	13,202
製品売上原価	20,613	13,048
その他の事業売上原価	2 6	2 2
売上原価合計	32,671	26,253
売上総利益		
完成工事総利益	2,537	3,843
製品売上総利益	5,505	3,138
その他の事業総利益	2 2	2 3
売上総利益合計	8,045	6,985
販売費及び一般管理費	1 4,115	1 4,062
営業利益	3,929	2,922
営業外収益		
受取利息	63	28
受取配当金	88	122
保険解約返戻金	-	49
物品売却益	66	33
その他	87	92
営業外収益合計	306	325
営業外費用		
支払利息	16	11
為替差損	64	77
その他	12	23
営業外費用合計	92	112
経常利益	4,143	3,135
特別利益		
固定資産売却益	3	4
貸倒引当金戻入額	19	6
完成工事補償引当金戻入額	-	39
製品保証引当金戻入額	14	82
その他	24	11
特別利益合計	62	144

(単位：百万円)

	前第3四半期連結累計期間 (自平成20年4月1日 至平成20年12月31日)	当第3四半期連結累計期間 (自平成21年4月1日 至平成21年12月31日)
特別損失		
固定資産売却損	0	0
固定資産除却損	29	25
投資有価証券評価損	-	273
たな卸資産処分損	154	17
貸倒引当金繰入額	-	38
その他	98	6
特別損失合計	283	361
税金等調整前四半期純利益	3,922	2,918
法人税、住民税及び事業税	1,542	982
法人税等調整額	47	85
法人税等合計	1,590	1,067
少数株主利益	11	53
四半期純利益	2,321	1,797

【第3四半期連結会計期間】

(単位：百万円)

	前第3四半期連結会計期間 (自平成20年10月1日 至平成20年12月31日)	当第3四半期連結会計期間 (自平成21年10月1日 至平成21年12月31日)
売上高		
完成工事高	6,498	7,857
製品売上高	7,088	6,647
その他の事業売上高	2 2	2 2
売上高合計	13,589	14,506
売上原価		
完成工事原価	5,237	6,015
製品売上原価	5,487	5,245
その他の事業売上原価	2 0	2 1
売上原価合計	10,725	11,261
売上総利益		
完成工事総利益	1,261	1,841
製品売上総利益	1,600	1,402
その他の事業総利益	2 1	2 1
売上総利益合計	2,864	3,245
販売費及び一般管理費	1 1,348	1 1,295
営業利益	1,515	1,949
営業外収益		
受取利息	19	6
受取配当金	22	18
物品売却益	8	12
その他	14	23
営業外収益合計	64	61
営業外費用		
支払利息	5	4
為替差損	36	3
その他	3	11
営業外費用合計	45	12
経常利益	1,534	1,998
特別利益		
固定資産売却益	0	0
貸倒引当金戻入額	7	1
その他	10	-
特別利益合計	17	1

	前第3四半期連結会計期間 (自平成20年10月1日 至平成20年12月31日)	当第3四半期連結会計期間 (自平成21年10月1日 至平成21年12月31日)
特別損失		
固定資産売却損	0	0
固定資産除却損	5	10
投資有価証券評価損	-	15
たな卸資産処分損	41	-
貸倒引当金繰入額	7	6
その他	77	3
特別損失合計	117	36
税金等調整前四半期純利益	1,435	1,961
法人税、住民税及び事業税	354	630
法人税等調整額	189	108
法人税等合計	544	739
少数株主利益	14	12
四半期純利益	875	1,209

(3) 【四半期連結キャッシュ・フロー計算書】

(単位：百万円)

	前第3四半期連結累計期間 (自平成20年4月1日 至平成20年12月31日)	当第3四半期連結累計期間 (自平成21年4月1日 至平成21年12月31日)
営業活動によるキャッシュ・フロー		
税金等調整前四半期純利益	3,922	2,918
減価償却費	798	753
賞与引当金の増減額（は減少）	382	375
役員賞与引当金の増減額（は減少）	177	155
退職給付引当金の増減額（は減少）	406	587
役員退職慰労引当金の増減額（は減少）	6	12
貸倒引当金の増減額（は減少）	19	31
工事損失引当金の増減額（は減少）	5	80
製品保証引当金の増減額（は減少）	14	148
受取利息及び受取配当金	151	151
支払利息	16	11
為替差損益（は益）	2	94
投資有価証券売却損益（は益）	10	9
投資有価証券評価損益（は益）	44	273
固定資産売却損益（は益）	3	3
固定資産除却損	29	25
たな卸資産処分損	154	17
売上債権の増減額（は増加）	2,420	1,731
未成工事支出金の増減額（は増加）	2,372	323
たな卸資産の増減額（は増加）	1,258	481
その他の資産の増減額（は増加）	84	29
仕入債務の増減額（は減少）	451	1,000
未成工事受入金の増減額（は減少）	207	22
未払消費税等の増減額（は減少）	56	244
その他の負債の増減額（は減少）	196	868
小計	4,106	4,335
利息及び配当金の受取額	155	152
利息の支払額	17	12
法人税等の支払額	2,636	1,388
営業活動によるキャッシュ・フロー	1,608	3,086

(単位：百万円)

	前第3四半期連結累計期間 (自平成20年4月1日 至平成20年12月31日)	当第3四半期連結累計期間 (自平成21年4月1日 至平成21年12月31日)
投資活動によるキャッシュ・フロー		
定期預金の預入による支出	1,561	1,309
定期預金の払戻による収入	1,105	656
有形及び無形固定資産の取得による支出	718	518
有形及び無形固定資産の売却による収入	38	8
投資有価証券の取得による支出	14	217
投資有価証券の売却による収入	13	11
貸付けによる支出	2	2
貸付金の回収による収入	1	1
その他	1	4
投資活動によるキャッシュ・フロー	1,137	1,373
財務活動によるキャッシュ・フロー		
短期借入金の純増減額（は減少）	807	974
長期借入金の返済による支出	0	-
リース債務の返済による支出	-	11
自己株式の売却による収入	5	1
自己株式の取得による支出	26	8
配当金の支払額	2,118	1,502
少数株主への配当金の支払額	40	138
その他	5	-
財務活動によるキャッシュ・フロー	1,377	685
現金及び現金同等物に係る換算差額	117	63
現金及び現金同等物の増減額（は減少）	1,024	964
現金及び現金同等物の期首残高	20,476	20,471
現金及び現金同等物の四半期末残高	19,451	21,435

【継続企業の前提に関する事項】

当第3四半期連結会計期間(自平成21年10月1日至平成21年12月31日)

該当事項はありません。

【四半期連結財務諸表作成のための基本となる重要な事項等の変更】

	当第3四半期連結累計期間 (自平成21年4月1日至平成21年12月31日)
会計処理基準に関する事項の変更	<p>完成工事高及び完成工事原価の計上基準の変更</p> <p>請負工事に係る収益の計上基準については、従来、請負金額10億円以上かつ工期1年超の工事については工事進行基準を、その他の工事については工事完成基準を適用していましたが、「工事契約に関する会計基準」(企業会計基準第15号平成19年12月27日)及び「工事契約に関する会計基準の適用指針」(企業会計基準適用指針第18号平成19年12月27日)を第1四半期連結会計期間より適用し、第1四半期連結会計期間に着手した工事契約から、当第3四半期連結会計期間未までの進捗部分について成果の確実性が認められる工事については工事進行基準(工事の進捗率の見積りは、当社及び国内連結子会社は原価比例法、在外連結子会社は契約された作業の物理的な完成割合による方法)を、その他の工事については工事完成基準を適用しております。</p> <p>これにより、当第3四半期連結累計期間の売上高は294百万円、売上総利益、営業利益、経常利益及び税金等調整前四半期純利益は25百万円それぞれ増加しております。</p> <p>なお、セグメント情報に与える影響は、当該箇所に記載しております。</p>

【表示方法の変更】

当第3四半期連結累計期間 (自平成21年4月1日至平成21年12月31日)	
(四半期連結損益計算書関係) 「保険解約返戻金」は、金額の重要性が増したため、当第3四半期連結累計期間から区分掲記しております。なお、前第3四半期連結累計期間は「その他」に含まれており、その金額は8百万円であります。 「投資有価証券評価損」は、特別損失の100分の20を超えたため、当第3四半期連結累計期間から区分掲記しております。なお、前第3四半期連結累計期間は「その他」に含まれており、その金額は44百万円であります。	
(四半期連結キャッシュ・フロー計算書関係) 前第3四半期連結累計期間において、「財務活動によるキャッシュ・フロー」の「その他」に含めていた「リース債務の返済による支出」は、明瞭性の観点から、当第3四半期連結累計期間より区分掲記することとしております。なお、前第3四半期連結累計期間の「財務活動によるキャッシュ・フロー」の「その他」に含まれる「リース債務の返済による支出」は5百万円であります。	

【簡便な会計処理】

当第3四半期連結累計期間 (自平成21年4月1日至平成21年12月31日)	
1 棚卸資産の評価方法	当第3四半期連結会計期間末の棚卸高の算出に関しては、実地棚卸を省略し、第2四半期連結会計期間末の実地棚卸高を基礎として合理的な方法により算定する方法によっております。 また、棚卸資産の簿価切下げに関しては、収益性の低下が明らかなものについてのみ正味売却価額を見積り、簿価切下げを行う方法によっております。
2 繰延税金資産及び繰延税金負債の算定方法	繰延税金資産の回収可能性の判断に関しては、前連結会計年度末以降に経営環境等、かつ、一時差異等の発生状況に著しい変化がないと認められるので、前連結会計年度において使用した将来の業績予測やタックス・プランニングを利用する方法によっております。

【四半期連結財務諸表の作成に特有の会計処理】

当第3四半期連結累計期間(自平成21年4月1日至平成21年12月31日)

該当事項はありません。

【注記事項】

(四半期連結貸借対照表関係)

当第3四半期連結会計期間末 (平成21年12月31日)	前連結会計年度末 (平成21年3月31日)																																						
<p>1 その他のたな卸資産の内訳</p> <table style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="padding-left: 20px;">製品</td> <td style="text-align: right;">641百万円</td> </tr> <tr> <td style="padding-left: 20px;">仕掛品</td> <td style="text-align: right;">3,259百万円</td> </tr> <tr> <td style="padding-left: 20px;">原材料及び貯蔵品</td> <td style="text-align: right;">1,028百万円</td> </tr> <tr> <td style="padding-left: 20px;">計</td> <td style="text-align: right;">4,929百万円</td> </tr> </table> <p>2 期末日満期手形の会計処理については、手形交換日をもって決済処理しております。なお、当第3四半期連結会計期間末日が金融機関の休日であったため、次の期末日満期手形が、期末残高に含まれておりません。</p> <table style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="padding-left: 20px;">受取手形・完成工事未収入金等</td> <td style="text-align: right;">116百万円</td> </tr> <tr> <td style="padding-left: 20px;">支払手形・工事未払金等</td> <td style="text-align: right;">533百万円</td> </tr> <tr> <td style="padding-left: 20px;">その他</td> <td style="text-align: right;">2百万円</td> </tr> </table> <p>3 当社は、資金需要に対する機動性・安全性の確保及び財務リスクの低減を図るため、主要取引金融機関と特定融資枠契約(貸出コミットメント契約)を締結しております。</p> <table style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="padding-left: 20px;">特定融資枠契約の総額</td> <td style="text-align: right;">7,800百万円</td> </tr> <tr> <td style="padding-left: 20px;">当第3四半期連結会計期間末実行残高</td> <td style="text-align: right;">300百万円</td> </tr> <tr> <td style="padding-left: 20px;">差引高</td> <td style="text-align: right;">7,500百万円</td> </tr> <tr> <td style="padding-left: 20px;">当第3四半期連結累計期間契約手数料</td> <td style="text-align: right;">19百万円</td> </tr> </table>	製品	641百万円	仕掛品	3,259百万円	原材料及び貯蔵品	1,028百万円	計	4,929百万円	受取手形・完成工事未収入金等	116百万円	支払手形・工事未払金等	533百万円	その他	2百万円	特定融資枠契約の総額	7,800百万円	当第3四半期連結会計期間末実行残高	300百万円	差引高	7,500百万円	当第3四半期連結累計期間契約手数料	19百万円	<p>1 その他のたな卸資産の内訳</p> <table style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="padding-left: 20px;">製品</td> <td style="text-align: right;">937百万円</td> </tr> <tr> <td style="padding-left: 20px;">仕掛品</td> <td style="text-align: right;">2,358百万円</td> </tr> <tr> <td style="padding-left: 20px;">原材料及び貯蔵品</td> <td style="text-align: right;">1,158百万円</td> </tr> <tr> <td style="padding-left: 20px;">計</td> <td style="text-align: right;">4,455百万円</td> </tr> </table> <p>3 当社は、資金需要に対する機動性・安全性の確保及び財務リスクの低減を図るため、主要取引金融機関と特定融資枠契約(貸出コミットメント契約)を締結しております。</p> <table style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="padding-left: 20px;">特定融資枠契約の総額</td> <td style="text-align: right;">4,800百万円</td> </tr> <tr> <td style="padding-left: 20px;">当連結会計年度末実行残高</td> <td style="text-align: right;">百万円</td> </tr> <tr> <td style="padding-left: 20px;">差引高</td> <td style="text-align: right;">4,800百万円</td> </tr> <tr> <td style="padding-left: 20px;">当連結会計年度契約手数料</td> <td style="text-align: right;">14百万円</td> </tr> </table>	製品	937百万円	仕掛品	2,358百万円	原材料及び貯蔵品	1,158百万円	計	4,455百万円	特定融資枠契約の総額	4,800百万円	当連結会計年度末実行残高	百万円	差引高	4,800百万円	当連結会計年度契約手数料	14百万円
製品	641百万円																																						
仕掛品	3,259百万円																																						
原材料及び貯蔵品	1,028百万円																																						
計	4,929百万円																																						
受取手形・完成工事未収入金等	116百万円																																						
支払手形・工事未払金等	533百万円																																						
その他	2百万円																																						
特定融資枠契約の総額	7,800百万円																																						
当第3四半期連結会計期間末実行残高	300百万円																																						
差引高	7,500百万円																																						
当第3四半期連結累計期間契約手数料	19百万円																																						
製品	937百万円																																						
仕掛品	2,358百万円																																						
原材料及び貯蔵品	1,158百万円																																						
計	4,455百万円																																						
特定融資枠契約の総額	4,800百万円																																						
当連結会計年度末実行残高	百万円																																						
差引高	4,800百万円																																						
当連結会計年度契約手数料	14百万円																																						

(四半期連結損益計算書関係)

第3四半期連結累計期間

前第3四半期連結累計期間 (自平成20年4月1日 至平成20年12月31日)	当第3四半期連結累計期間 (自平成21年4月1日 至平成21年12月31日)
<p>1 販売費及び一般管理費の主なもの</p> <p>従業員給料及び手当 1,647百万円</p> <p>賞与引当金繰入額 111百万円</p> <p>退職給付引当金繰入額 250百万円</p> <p>役員退職慰労引当金繰入額 65百万円</p>	<p>1 販売費及び一般管理費の主なもの</p> <p>従業員給料及び手当 1,701百万円</p> <p>賞与引当金繰入額 113百万円</p> <p>退職給付引当金繰入額 341百万円</p> <p>役員退職慰労引当金繰入額 64百万円</p>
<p>2 その他の事業売上高、その他の事業売上原価、その他の事業総利益は、当グループの事業区分のうち設備貸付事業にかかる売上高、売上原価、売上総利益を、それぞれ示しております。</p>	<p>2 同左</p>

第3四半期連結会計期間

前第3四半期連結会計期間 (自平成20年10月1日 至平成20年12月31日)	当第3四半期連結会計期間 (自平成21年10月1日 至平成21年12月31日)
<p>1 販売費及び一般管理費の主なもの</p> <p>従業員給料及び手当 694百万円</p> <p>退職給付引当金繰入額 73百万円</p> <p>役員退職慰労引当金繰入額 21百万円</p>	<p>1 販売費及び一般管理費の主なもの</p> <p>従業員給料及び手当 670百万円</p> <p>退職給付引当金繰入額 117百万円</p> <p>役員退職慰労引当金繰入額 22百万円</p>
<p>2 その他の事業売上高、その他の事業売上原価、その他の事業総利益は、当グループの事業区分のうち設備貸付事業にかかる売上高、売上原価、売上総利益を、それぞれ示しております。</p>	<p>2 同左</p>

(四半期連結キャッシュ・フロー計算書関係)

前第3四半期連結累計期間 (自平成20年4月1日 至平成20年12月31日)	当第3四半期連結累計期間 (自平成21年4月1日 至平成21年12月31日)
<p>1 現金及び現金同等物の四半期末残高と四半期連結貸借対照表に掲記されている科目の金額との関係</p> <p>現金及び預金 20,801百万円</p> <p>預入期間が3か月超の定期預金 1,349百万円</p> <p>現金及び現金同等物 19,451百万円</p>	<p>1 現金及び現金同等物の四半期末残高と四半期連結貸借対照表に掲記されている科目の金額との関係</p> <p>現金及び預金 23,399百万円</p> <p>預入期間が3か月超の定期預金 1,963百万円</p> <p>現金及び現金同等物 21,435百万円</p>

(株主資本等関係)

当第3四半期連結会計期間末(平成21年12月31日)及び当第3四半期連結累計期間(自平成21年4月1日至平成21年12月31日)

1 発行済株式に関する事項

株式の種類	当第3四半期 連結会計期間末
普通株式(株)	70,424,226

2 自己株式に関する事項

株式の種類	当第3四半期 連結会計期間末
普通株式(株)	2,139,447

3 配当に関する事項

(1) 配当金支払額

決議	株式の種類	配当の原資	配当金の総額 (百万円)	1株当たり 配当額(円)	基準日	効力発生日
平成21年6月26日 定時株主総会	普通株式	利益剰余金	1,502	22.00	平成21年3月31日	平成21年6月29日

(2) 基準日が当連結会計年度の開始の日から当四半期連結会計期間末までに属する配当のうち、配当の効力発生日が当四半期連結会計期間の末日後となるもの

該当事項はありません。

4 株主資本の著しい変動に関する事項

該当事項はありません。

(セグメント情報)

【事業の種類別セグメント情報】

前第3四半期連結会計期間(自 平成20年10月1日 至 平成20年12月31日)

	電気通信 関連事業 (百万円)	高周波 関連事業 (百万円)	設備貸付 事業 (百万円)	計 (百万円)	消去又は 全社 (百万円)	連結 (百万円)
売上高						
(1) 外部顧客に 対する売上高	11,521	2,065	2	13,589		13,589
(2) セグメント間の内部 売上高又は振替高	1,961	590	83	2,635	(2,635)	
計	13,482	2,656	86	16,225	(2,635)	13,589
営業利益又は営業損失()	1,425	24	60	1,461	54	1,515

(注) 1 事業区分の方法は、当社の売上集計区分によっております。

2 各事業区分に属する主要内容

事業区分	主要内容
電気通信関連事業	各種アンテナ・反射板・鉄塔・鉄構 各種電気通信用機器、鉄骨等の鍍金加工 各種電気通信施設等の建設工事
高周波関連事業	高周波誘導加熱装置並びに関連機器 プラズマ用ほか各種高周波電源、高周波熱処理受託加工
設備貸付事業	製造用設備の賃貸、事務所の賃貸、土地の賃貸

当第3四半期連結会計期間(自 平成21年10月1日 至 平成21年12月31日)

	電気通信 関連事業 (百万円)	高周波 関連事業 (百万円)	設備貸付 事業 (百万円)	計 (百万円)	消去又は 全社 (百万円)	連結 (百万円)
売上高						
(1) 外部顧客に 対する売上高	12,617	1,887	2	14,506		14,506
(2) セグメント間の内部 売上高又は振替高	2,574	618	111	3,303	(3,303)	
計	15,191	2,505	113	17,810	(3,303)	14,506
営業利益	1,798	36	76	1,911	37	1,949

(注) 1 事業区分の方法は、当社の売上集計区分によっております。

2 各事業区分に属する主要内容

事業区分	主要内容
電気通信関連事業	各種アンテナ・反射板・鉄塔・鉄構 各種電気通信用機器、鉄骨等の鍍金加工 各種電気通信施設等の建設工事
高周波関連事業	高周波誘導加熱装置並びに関連機器 プラズマ用ほか各種高周波電源、高周波熱処理受託加工
設備貸付事業	事務所の賃貸、土地の賃貸

前第3四半期連結累計期間(自平成20年4月1日至平成20年12月31日)

	電気通信 関連事業 (百万円)	高周波 関連事業 (百万円)	設備貸付 事業 (百万円)	計 (百万円)	消去又は 全社 (百万円)	連結 (百万円)
売上高						
(1) 外部顧客に 対する売上高	32,288	8,419	9	40,717		40,717
(2) セグメント間の内部 売上高又は振替高	5,712	1,939	411	8,063	(8,063)	
計	38,001	10,358	420	48,780	(8,063)	40,717
営業利益	3,366	359	195	3,922	7	3,929

(注) 1 事業区分の方法は、当社の売上集計区分によっております。

2 各事業区分に属する主要な内容

事業区分	主要な内容
電気通信関連事業	各種アンテナ・反射板・鉄塔・鉄構 各種電気通信用機器、鉄骨等の鍍金加工 各種電気通信施設等の建設工事
高周波関連事業	高周波誘導加熱装置並びに関連機器 プラズマ用ほか各種高周波電源、高周波熱処理受託加工
設備貸付事業	製造用設備の賃貸、事務所の賃貸、土地の賃貸

3 会計処理基準等の変更

第1四半期連結会計期間から「棚卸資産の評価に関する会計基準」(企業会計基準委員会平成18年7月5日企業会計基準第9号)を適用しております。この変更に伴い、従来の方法によった場合に比べて、「電気通信関連事業」については53百万円、「高周波関連事業」については9百万円営業利益がそれぞれ少なく計上されております。

第1四半期連結会計期間から、機械装置の耐用年数について見直しを行い、改正後の法人税法に基づく耐用年数を適用しております。この変更によるセグメント情報への影響は軽微であります。

当第3四半期連結累計期間(自平成21年4月1日至平成21年12月31日)

	電気通信 関連事業 (百万円)	高周波 関連事業 (百万円)	設備貸付 事業 (百万円)	計 (百万円)	消去又は 全社 (百万円)	連結 (百万円)
売上高						
(1) 外部顧客に 対する売上高	29,235	3,996	6	33,238		33,238
(2) セグメント間の内部 売上高又は振替高	5,686	1,455	306	7,448	(7,448)	
計	34,922	5,451	313	40,687	(7,448)	33,238
営業利益又は営業損失()	3,011	340	209	2,880	42	2,922

(注) 1 事業区分の方法は、当社の売上集計区分によっております。

2 各事業区分に属する主要な内容

事業区分	主要な内容
電気通信関連事業	各種アンテナ・反射板・鉄塔・鉄構 各種電気通信用機器、鉄骨等の鍍金加工 各種電気通信施設等の建設工事
高周波関連事業	高周波誘導加熱装置並びに関連機器 プラズマ用ほか各種高周波電源、高周波熱処理受託加工
設備貸付事業	事務所の賃貸、土地の賃貸

3 会計処理基準等の変更

(四半期連結財務諸表作成のための基本となる重要な事項等の変更)に記載のとおり、第1四半期連結会計期間から「工事契約に関する会計基準」(企業会計基準第15号 平成19年12月27日)及び「工事契約に関する会計基準の適用指針」(企業会計基準適用指針第18号 平成19年12月27日)を適用しております。この変更に伴い、従来の方によった場合に比べて、「電気通信関連事業」については売上高が251百万円、営業利益が26百万円それぞれ多く計上され、「高周波関連事業」については売上高が42百万円、営業損失が0百万円それぞれ多く計上されております。

【所在地別セグメント情報】

前第3四半期連結会計期間(自平成20年10月1日至平成20年12月31日)及び当第3四半期連結会計期間(自平成21年10月1日至平成21年12月31日)並びに前第3四半期連結累計期間(自平成20年4月1日至平成20年12月31日)及び当第3四半期連結累計期間(自平成21年4月1日至平成21年12月31日)

全セグメントの売上高の合計に占める「本邦」の割合が90%を超えているため、所在地別セグメント情報の記載を省略いたしました。

【海外売上高】

前第3四半期連結会計期間(自平成20年10月1日至平成20年12月31日)及び当第3四半期連結会計期間(自平成21年10月1日至平成21年12月31日)並びに前第3四半期連結累計期間(自平成20年4月1日至平成20年12月31日)及び当第3四半期連結累計期間(自平成21年4月1日至平成21年12月31日)

海外売上高が連結売上高の10%未満のため、海外売上高の記載を省略いたしました。

(1株当たり情報)

1 1株当たり純資産額

当第3四半期連結会計期間末 (平成21年12月31日)	前連結会計年度末 (平成21年3月31日)
516.95円	508.90円

(注) 1株当たり純資産額の算定上の基礎

	当第3四半期連結会計期間末 (平成21年12月31日)	前連結会計年度末 (平成21年3月31日)
純資産の部の合計額(百万円)	35,978	35,494
普通株式に係る純資産額(百万円)	35,300	34,759
差額の主な内訳(百万円)		
少数株主持分	678	735
普通株式の発行済株式数(千株)	70,424	70,424
普通株式の自己株式数(千株)	2,139	2,121
1株当たり純資産額の 算定に用いられた普通株式の数(千株)	68,284	68,302

2 1株当たり四半期純利益及び潜在株式調整後1株当たり四半期純利益

第3四半期連結累計期間

前第3四半期連結累計期間 (自平成20年4月1日 至平成20年12月31日)	当第3四半期連結累計期間 (自平成21年4月1日 至平成21年12月31日)
1株当たり四半期純利益 33.97円	1株当たり四半期純利益 26.32円
潜在株式調整後1株当たり四半期純利益 円	潜在株式調整後1株当たり四半期純利益 円

(注) 1 潜在株式調整後1株当たり四半期純利益については、潜在株式が存在しないため記載しておりません。

2 1株当たり四半期純利益の算定上の基礎

	前第3四半期連結累計期間 (自平成20年4月1日 至平成20年12月31日)	当第3四半期連結累計期間 (自平成21年4月1日 至平成21年12月31日)
四半期連結損益計算書上の四半期純利益(百万円)	2,321	1,797
普通株主に帰属しない金額(百万円)		
普通株式に係る四半期純利益(百万円)	2,321	1,797
普通株式の期中平均株式数(千株)	68,326	68,295

第3四半期連結会計期間

前第3四半期連結会計期間 (自平成20年10月1日 至平成20年12月31日)		当第3四半期連結会計期間 (自平成21年10月1日 至平成21年12月31日)	
1株当たり四半期純利益	12.82円	1株当たり四半期純利益	17.70円
潜在株式調整後1株当たり四半期純利益	円	潜在株式調整後1株当たり四半期純利益	円

(注) 1 潜在株式調整後1株当たり四半期純利益については、潜在株式が存在しないため記載しておりません。

2 1株当たり四半期純利益の算定上の基礎

	前第3四半期連結会計期間 (自平成20年10月1日 至平成20年12月31日)	当第3四半期連結会計期間 (自平成21年10月1日 至平成21年12月31日)
四半期連結損益計算書上の四半期純利益(百万円)	875	1,209
普通株主に帰属しない金額(百万円)		
普通株式に係る四半期純利益(百万円)	875	1,209
普通株式の期中平均株式数(千株)	68,315	68,291

(重要な後発事象)

該当事項はありません。

2 【その他】

該当事項はありません。

第二部 【提出会社の保証会社等の情報】

該当事項はありません。

独立監査人の四半期レビュー報告書

平成21年 2月16日

電気興業株式会社
取締役会 御中

海南監査法人

代表社員
業務執行社員 公認会計士 仁 戸 田 学 印

代表社員
業務執行社員 公認会計士 山 形 章 印

代表社員
業務執行社員 公認会計士 秋 葉 陽 印

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、「経理の状況」に掲げられている電気興業株式会社の平成20年4月1日から平成21年3月31日までの連結会計年度の第3四半期連結会計期間(平成20年10月1日から平成20年12月31日まで)及び第3四半期連結累計期間(平成20年4月1日から平成20年12月31日まで)に係る四半期連結財務諸表、すなわち、四半期連結貸借対照表、四半期連結損益計算書及び四半期連結キャッシュ・フロー計算書について四半期レビューを行った。この四半期連結財務諸表の作成責任は経営者であり、当監査法人の責任は独立の立場から四半期連結財務諸表に対する結論を表明することにある。

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる四半期レビューの基準に準拠して四半期レビューを行った。四半期レビューは、主として経営者、財務及び会計に関する事項に責任を有する者等に対して実施される質問、分析的手続その他の四半期レビュー手続により行われており、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して実施される年度の財務諸表の監査に比べ限定された手続により行われた。

当監査法人が実施した四半期レビューにおいて、上記の四半期連結財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる四半期連結財務諸表の作成基準に準拠して、電気興業株式会社及び連結子会社の平成20年12月31日現在の財政状態、同日をもって終了する第3四半期連結会計期間及び第3四半期連結累計期間の経営成績並びに第3四半期連結累計期間のキャッシュ・フローの状況を適正に表示していないと信じさせる事項がすべての重要な点において認められなかった。

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

-
- (注) 1 上記は、四半期レビュー報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社(四半期報告書提出会社)が別途保管しております。
2 四半期連結財務諸表の範囲にはXBRLデータ自体は含まれていません。

独立監査人の四半期レビュー報告書

平成22年 2月12日

電気興業株式会社
取締役会 御中

海南監査法人

代表社員
業務執行社員 公認会計士 齋藤 勝 印

代表社員
業務執行社員 公認会計士 山形 章 印

代表社員
業務執行社員 公認会計士 秋葉 陽 印

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、「経理の状況」に掲げられている電気興業株式会社の平成21年4月1日から平成22年3月31日までの連結会計年度の第3四半期連結会計期間(平成21年10月1日から平成21年12月31日まで)及び第3四半期連結累計期間(平成21年4月1日から平成21年12月31日まで)に係る四半期連結財務諸表、すなわち、四半期連結貸借対照表、四半期連結損益計算書及び四半期連結キャッシュ・フロー計算書について四半期レビューを行った。この四半期連結財務諸表の作成責任は経営者であり、当監査法人の責任は独立の立場から四半期連結財務諸表に対する結論を表明することにある。

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる四半期レビューの基準に準拠して四半期レビューを行った。四半期レビューは、主として経営者、財務及び会計に関する事項に責任を有する者等に対して実施される質問、分析的手続その他の四半期レビュー手続により行われており、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して実施される年度の財務諸表の監査に比べ限定された手続により行われた。

当監査法人が実施した四半期レビューにおいて、上記の四半期連結財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる四半期連結財務諸表の作成基準に準拠して、電気興業株式会社及び連結子会社の平成21年12月31日現在の財政状態、同日をもって終了する第3四半期連結会計期間及び第3四半期連結累計期間の経営成績並びに第3四半期連結累計期間のキャッシュ・フローの状況を適正に表示していないと信じさせる事項がすべての重要な点において認められなかった。

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

-
- (注) 1 上記は、四半期レビュー報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社(四半期報告書提出会社)が別途保管しております。
2 四半期連結財務諸表の範囲にはXBRLデータ自体は含まれていません。